

II. イギリス

1. ボランティア活動に関する考え方

(1) ボランティア活動の定義

1) ボランティア活動の定義

イギリスには、全国的に統一された「ボランティア」の定義はないものの、公的文書や公的報告書、ボランティアに関する調査研究報告書などでいくつかの定義を見ることができるⁱ。

a) 定義

全国ボランティアセンター(The National Centre for Volunteering)内のボランティア調査研究所(Institute for Volunteering Research)が、ボランティア活動の実態調査ⁱⁱを実施する際には「無報酬で時間を割く活動であり、親しい人以外の誰か(個人または集団)に役立つこと、あるいは環境に役立つことを目的としている活動ⁱⁱⁱ」と定義している。

政府とボランティア・セクターの合意文書として締結された「コンパクト」の実施要領として 2005年に発行された冊子「ボランティアのグッドプラクティス」の中に示されたボランティア活動の短い定義もほぼ上記と同じで「時間を割いて、報酬を受けることなく、親しい人以外(あるいは親しい人とそれに加えてその他の人)の個人または集団の役に立つ、または環境に役立つことを目的としている活動^{iv}」としている。

また、法律を見てみると、1996年求職者手当規則(The Job Seeker's Allowance Regulations 1996)の中で、「ボランティアな仕事"voluntary work"」とは「利益以外を目的とした団体のために働くこと、あるいは(休職手当)受給者本人の家族以外のために働くこと^v」としている。また、2002年警察法(犯罪記録)規則ではボランティアとは「時間を割いて、無報酬(交通費とその他の認められた費用を除く)で、親しい人以外、あるいは親しい人に加えてその他の人の役に立つことを目的とする活動をしている人^{vi}」と定義している。

ⁱ <http://www.volunteering.org.uk/managingvolunteers/goodpracticebank/Information/Definitions+of+volunteering.htm>

ⁱⁱ The National Survey of Volunteering 1997

ⁱⁱⁱ any activity which involves spending time, unpaid, doing something which aims to benefit someone (individuals or groups) other than or in addition to, close relatives, or to benefit the environment⁷.

<http://www.ivr.org.uk/nationalsurvey.htm>

^{iv} an activity that involves spending time, unpaid, doing something that aims to benefit the environment or individuals or groups other than (or in addition to) close relatives

^v means work for an organisation the activities of which are carried on otherwise than for profit, or work other than for a member of the claimant's family. Statutory Instrument 1996 No. 207, regulation 4

^{vi} volunteer as "a person engaged in an activity which involves spending time, unpaid (except for travel and other approved out-of-pocket expenses), doing something which aims to benefit some third party other than or in addition to a close relative". Statutory Instrument 2002 No. 233, regulation 2

b) 特徴からの説明

ボランティア活動の特徴を捉えて説明している公的な文書もある。

国連が 2001 年の国際ボランティア年に用いた詳細の説明は、2004 年のイギリスにおける「ラッセル委員会報告書」でも引用されているⁱ。国連は、3 つの特徴を挙げている。

- ① 経済的な見返りを目的としないことⁱⁱ
(かかった費用の払い戻しや、形だけの報酬は許容される)
- ② 個人の自由意志によって実行される活動であることⁱⁱⁱ
(ただし学校でコミュニティ活動を奨励／義務付けたり、途上国の国際協力の場面で公共事業への参加の対価として食糧を配布する Food for Work プログラムなど、グレーゾーンがある)
- ③ 活動者本人だけでなく、他の人あるいは社会全体の役に立つ活動であること^{iv}
(ただし、活動者本人にとってもメリットがあることは認識されている)

政府とボランティア・セクターの合意文書として締結された「コンパクト」の実施要領として、2005 年に発行された冊子「ボランティアのグッドプラクティス」には詳細な定義・解説も示されている。これによると、ボランティア活動はシチズンシップが表面に現れた重要な形であり、民主主義の基礎であるという。ボランティア活動は社会とコミュニティのために時間とエネルギーを割くことであり、いろいろな形をとることができる。ボランティア活動は経済的な見返りのためではなく、自由意志で行われる。無報酬の原則は原著の中でも、広く社会においても、ボランティア活動を理解する上で中核を成す。

また、ボランティア活動には公的な活動も、民間・任意団体での活動も、また私的なコミュニティ活動・運動も含まれる。ボランティア活動は、時間を割き、無報酬で、親しい間柄の人以外(あるいは親しい人に加えてそのほかの人)の役に立つことや環境の役に立つことを目的として何かをすることである。

ボランティア活動を行う理由には、スキルや経験を身につけたい、社会と接点を持ちたい(持ち続けたい)、何かを社会に恩返ししたい、道徳的な義務感に駆られて、などの様々なものがあるが、いずれにしても、自由意志でボランティアに参加することが重要視されている。

ⁱ United Nations Volunteers Report, prepared for the UN General Assembly Special Session on Social Development, Geneva, February 2001

ⁱⁱ First the activity should not be undertaken primarily for financial reward, although the reimbursement of expenses and some token payment may be allowed.

ⁱⁱⁱ Second, the activity should be undertaken voluntarily, according to an individual's own free-will, although there are grey areas here too, such as school community service schemes which encourage, and sometimes require, students to get involved in voluntary work and Food for Work programmes, where there is an explicit exchange between community involvement and food assistance.

^{iv} Third, the activity should be of benefit to someone other than the volunteer, or to society at large, although it is recognised that volunteering brings significant benefit to the volunteer as well.

c) 整理と分類

さらにボランティア活動の内容を整理して定義しているものがある。

内務省による「市民活動調査(The Home Office Citizenship Survey)」では、公的のボランティアと私的なボランティアを以下のように定義しているⁱ。私的なボランティアとは「親しい間柄の人に個人として無報酬で助けの手を差し伸べること」であり、公的なボランティアは「他の人や環境(例:自然保護や公共のスペースの改善など)の役に立つために、団体・クラブ・組織を通じて無報酬で助けの手を差し伸べること」としている。

また2001年に発行された「ボランタリー・アクション・ジャーナル」ではJ.D.スミス氏がボランティア活動を最終成果(アウトカム)・最終目的に基づいて① 相互扶助や自助、② フィランソロピーや他人へのサービス、③ 参加、④ 運動または主張の4タイプⁱⁱに分類しているⁱⁱⁱ。

2) ボランティア活動団体の定義

a) Voluntary Organisations / Voluntary Sector

ボランティア活動団体を指すのに「ボランタリー・オーガニゼーション (Voluntary Organisations)」、またこのセクターを総称して「ボランタリー・セクター (Voluntary Sector)」あるいは「一般チャリティ (General Charities)」といった言葉が使われる。

ボランタリー・セクターについての定義はなく、最も広義の場合には、登録チャリティ団体(後述)のほか、住宅組合(housing associations)、学校、教会、NHS トラスト、労働組合、スポーツ・レクリエーションクラブ、小規模ボランティア団体なども含む^{iv}。もう少し狭義のボランタリー・セクターとしては、上記から、住宅組合・学校・教会・NHS トラストなど政府が管轄している団体を除いたものである。全国ボランティア団体協議会(The National Council for Voluntary Organisations, NCVO)では、この狭義のボランタリー・セクターを「一般チャリティ (General Charities)」^vと呼んでおり、NCVO が編集している「イギリスボランタリー・セクター年鑑(The UK Voluntary Sector Almanac)」では、狭義のボランタリー・セクターを対象としている^{vi}。

ⁱ pages 178-180 of HOCS 2003 on the Home Office website.

ⁱⁱ mutual aid or self-help; philanthropy or service to others; participation; and advocacy or campaigning”

ⁱⁱⁱ Voluntary Action, Volume 3 Number 1, Winter 2000, Volunteering and social development, www.ivr.org.uk

^{iv} http://www.prospects.ac.uk/cms/ShowPage/Home_page/Industry_insights/Voluntary/As_it_is/p!ejFagm

^v In the continuing absence of a clear operational definition of the broader voluntary and community sector, our focus on ‘general charities’ ⁱⁱ (which excludes, amongst others, housing associations and independent schools)

^{vi} Our definition of general charities includes organisations registered by the Charity Commission in England and Wales, plus organisational lists maintained by SCVO and NICVA in Scotland and Northern Ireland. It excludes housing associations, independent schools, government controlled charities (such as NHS charities and non-departmental public bodies), and organisations whose primary purpose is the promotion of religion.

また、チャリティ委員会が 2004 年 7 月にまとめた「チャリティ登録概説 13 号-公益のためのボランティア・セクターの促進ⁱ」によると、ボランティア・セクターとは、「正式に設立された、中央・地方政府から独立した、自律的な、利益を配分しない、主に非ビジネスであり、自発性の恩恵を受けていて、非政治的な」組織であるとしているⁱⁱ。

一般チャリティが満たすべき条件として以下の 4 項目が挙げられるⁱⁱⁱ。

- ⊗ 政府やビジネスから独立していること
They are independent of and separate from government and business.
- ⊗ 資金支援者に対して利益を配分しないこと
They do not distribute profit to shareholders.
- ⊗ 会員に限らず広く一般に利益をもたらすこと(故にスポーツ・社交クラブ等は含まない)
They provide a wider public benefit that goes beyond any membership
(therefore excluding sports and social clubs, for example).
- ⊗ 教会や宗教団体ではないこと
They are non-sacramental religious bodies or places of worship.

ⁱ <http://www.charity-commission.gov.uk/publications/rr13.asp>

ⁱⁱ The Review of the Register of Charities RR13 - The Promotion of the Voluntary Sector for the Benefit of the Public

We consider below what is the ‘voluntary sector’ in this particular context. In general terms, by ‘voluntary sector’ we mean bodies which are “formally constituted, independent of (central and local) government, self-governing, not profit distributing, primarily non-business and that benefit from voluntarism” and that are not party political organisations. This guidance concerns organisations which provide services and assistance to a wide range of bodies, not only to charities but also to non-charitable voluntary organisations which form the voluntary sector, with the aim of promoting the voluntary sector for the benefit of the public.

ⁱⁱⁱ http://www.prospects.ac.uk/cms/ShowPage/Home_page/Industry_insights/Voluntary/As_it_is/p!ejFagm

b) Registered Charities

【制度の概要】

イギリスのボランティア活動の中心的な担い手が登録チャリティ団体である。これは法人法体系から独立した法律であるチャリティ法(Charities Act 1960,1992,1993,2006)に規定され、チャリティ委員会(Charity Commission)という独立した行政機関により運用されている。チャリティ委員会は 1853 年に設立され、公益活動を担うチャリティ団体の登録、指導監督、運営の助言などを行っている。チャリティ委員会には内務大臣によって任命される 3~5 人の委員(コミッショナー)が置かれている。チャリティ資格取得には、法人格の有無は問われず、非営利性および公益性が要件となる。また年間収入 5000 ㎍ 以上の団体はチャリティ委員会への登録義務がある。

図表 3-2-1 チャリティ制度の概要

チャリティ になり得る 法主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非法人組織: <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益目的を有する法人格なき団体 非法人の協会、組合、クラブ 公益信託 友愛組合 ・ 法人組織: <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社法に基づき設立された法人(登記会社) ・ 産業共済組合 ・ 勅許状により設立された法人
設立要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益目的であることが重視される。2006 年チャリティ法により「慈善目的」かつ「公益的」であることが条件として提示された。 ・ 公益の概念はかつては 1601 年の公益ユース法以来の判例に則し、「貧困の解消」「教育の振興」「宗教の振興」「その他の公益活動」の4つに分類され、これらのいずれかにあてはまり、過去の判例との類似性が認められる必要がある。現在は、2006 年 11 月に改正されたチャリティ法の「慈善目的(charitable purpose)」にあてはまる必要がある。将来的には、公益性の評価がなされる方向である。 ・ 公益性の判断はチャリティ委員会の裁量に拠る。
資格取得 手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書類に記入後チャリティ委員会に提出→チャリティ委員会が団体に受理書を発行→チャリティ委員会による公益性の審査→データベース登録(内国歳入庁の同意が必要)および団体へ登録番号を通知 ・ 手続きについては、法定処理期間はないが、4 割が 15 日程度で処理される ・ 費用は無料
義務・ 監督	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録チャリティは、チャリティ委員会に対して事業報告書、会計報告書を提出しなければならない。 ・ チャリティ委員会は登録チャリティに対して、帳簿や記録簿の閲覧、監査ができる。

(資料) 社会福祉・医療事業団『平成 11 年度 海外のボランティア活動に関する調査研究』p74、Charities Act 2006 などより作成

登録チャリティとなるメリットとしては、まず社会的信用が挙げられ、寄付やボランティア活動参加といった市民からの支持が得やすくなる。もう一つは、税制優遇があり、団体の本来事業および本来事業に関連する収益事業について法人税が課されない。また、寄付金についても税金分が登録チャリティに還付される仕組みになっている。一方、登録チャリティは、チャリティ委員会への事業報告書や会計報告書の提出の義務が課せられる。また、政治的活動が制限される。

【チャリティの公益性の判断基準】

チャリティ法の起源は、1601年のエリザベス1世の時代に制定された公益ユース法(Statute of Charitable Uses)である。当時は、信託(Trust)の起源であるユースという財産管理制度を利用して、教会への財産の寄付が盛んに行われていた。こうした状況の中で、そうした公益活動について社会的意義を認め法的に位置付けるとともに、公益活動の濫用を防止するために、同法が制定された。公益ユース法の前文には公益性をもつとされる活動が9項目例示されている。

図表 3-2-2 公益ユース法の前文における公益性を有する活動例示

<ul style="list-style-type: none"> ⊗ 高齢者、虚弱者、貧困者の救済 ⊗ 傷病兵士、学校、大学生への支援 ⊗ 橋梁、港湾、道路、教会、堤防、幹線道路の補修 ⊗ 孤児の教育及び就職 ⊗ 矯正施設の維持支援 ⊗ 貧民女子の結婚 ⊗ 年少の労働者等の支援 ⊗ 囚人、捕虜の救済・釈放 ⊗ 生活困窮者の租税支払い等の支援
--

(資料) 総務省「平成17年度 公益法人白書」p108

1601年の公益ユース法とともに公益の基準とされているのが、1891年にチャリティの公益性が争われた裁判であるペムセル事件において、裁判官であったマクノートン卿が提示した4つの基準である。特に、4つめの「その他のコミュニティに利益をもたらすもの」は、時代の変化によって生じる新しいニーズを比較的柔軟に吸収することを可能にしたものとして認識されている。

図表 3-2-3 マクノートン卿の4分類

<ul style="list-style-type: none"> ⊗ 貧困の救済 ⊗ 教育の発展 ⊗ 宗教の発展 ⊗ コミュニティの便益に資する活動
--

(資料) 総務省「平成17年度 公益法人白書」p108

しかし、この定義では現在ある公益を目的とする団体をカバーし切れていないという認識の下、チャリティ委員会は 1997 年に登録チャリティの包括的特徴を見出す試みとして「チャリティ登録についての調査の試み」の中間報告を出した。同報告では「チャリティとは何か」の問いに対し、「社会的価値を提供する(=生活の質を向上させ、コミュニティに肯定的な影響を与える)団体」だと述べ、法的意味をもつ「公益」という言葉を避け、「社会的価値」という表現が使われている。また、「自助も利他主義もチャリティの要素である」とし、利他主義に基づく活動に限定されがちであったチャリティ資格を自助・互助団体にも広げる方向にある。さらに、「社会的価値と個人的利益のバランスはどうか」や「数値的には小さくても活動が与える実際の作用に公共の意味を見出せるか」を検討し判断することによって、活動の対象者が特定の人々に限定される活動であっても登録チャリティとなる可能性を残している。

また 2002 年には内務大臣の下での有識者会議(戦略ユニット(Strategic Unit))による報告書「民間活動と公益—チャリティの見直し(Private Action, Public Benefit — A Review of Charities and the Wider Not-For-Profit Sector)」が出された。

政府はこの報告書を受けて意見募集を行い、2003 年 7 月に基本方針「チャリティと非営利活動:その最新法制度の枠組み--民間活動と公益に対する政府の回答 (Charities and Not-for-profits : A Modern Legal Framework -- the Government's Response to “Private Action, Public Benefit”)」を公表した。

これらの報告書の中で、チャリティの再定義、新たな法人類型である「公益法人組織(Charitable Incorporated Organisation)ⁱ」や「コミュニティ利益会社(Community Interest Companies, CICs)ⁱⁱ」の創設などが提案された。

ⁱ <http://www.businesslink.gov.uk/bdotg/action/detail?type=RESOURCES&itemId=1077476119>

ⁱⁱ <http://www.cicregulator.gov.uk/>

2007 年時点で 909 の CIC が届出されている。

<http://www.cicregulator.gov.uk/faq.shtml#six>

チャリティ団体は、チャリティ委員会の同意が得られれば、CIC になることができる。ただしその場合は税制優遇などもなくなる。登録チャリティ団体としての資格と CIC としての資格を同時に持つことはできない。

このような流れを受けて、政府は2004年5月に新たなチャリティ法案を提出しⁱ、2006年11月8日に2006年チャリティ法(Charities Act 2006)が成立した。本法は2007年2月27日に施行された。この中で、慈善目的(Charitable purpose)は以下のように定義された。

(a) 貧困防止・救済	the prevention or relief of poverty
(b) 教育の振興	the advancement of education
(c) 宗教の普及	the advancement of religion
(d) 健康増進と人命救助	the advancement of health or the saving of lives
(e) 市民性の向上と地域開発	the advancement of citizenship or community development
(f) 芸術・文化・遺産・科学の振興	the advancement of the arts, culture, heritage or science;
(g) アマチュアスポーツの振興	the advancement of amateur sport;
(h) 人権擁護、紛争解決・和解、異なる宗教や人種の相互理解の促進	the advancement of human rights, conflict resolution or reconciliation or the promotion of religious or racial harmony or equality and diversity
(i) 環境保護・改善	the advancement of environmental protection or improvement
(j) 若年・高齢・病気・障害・貧困・その他の理由による困窮者の救済	the relief of those in need by reason of youth, age, ill-health, disability, financial hardship or other disadvantage
(k) 動物愛護活動	the advancement of animal welfare
(l) イギリス軍・警察・消防・救急・レスキュー隊の効率化促進	the promotion of the efficiency of the armed forces of the Crown, or of the efficiency of the police, fire and rescue services or ambulance services
(m) その他	any other purposes

【登録チャリティの監督・協働】

〔チャリティ委員会〕

チャリティ委員会では、チャリティの公益性の判断と登録に加えて、チャリティに寄付された財産がより効果的に使われるための事業計画の作成や指示、信託財産のよりよい管理方法についての指導、信託財産の損失の保護、チャリティについての情報公開・情報提供、チャリティの効果的な管理・運用のための情報提供やプログラム・トレーニング等を提供しているⁱⁱ。

ⁱ 矢部久美子のイギリス福祉情報 No.34 http://www.tutui.com/yabe/yabe_34.html

ⁱⁱ <http://www.ashita.or.jp/npo/houkoku/h11ho3j.htm>

(2) ボランティア活動に対する考え方

a) ボランティア活動に対する考え方

「社会保険と関連サービス」(通称「ベバリッジ報告」)をまとめ、第二次世界大戦後のイギリスの社会保障制度の構築に多大な影響を及ぼしたベバリッジ卿は、1940年代に、ボランティア活動団体の力を社会の進歩のために活かさなくてはならない、と述べている。また近年では、1997年の総選挙の際に、労働党はボランティア・セクターとの協働について選挙公約に丹念に記述し、勝利を収めている。ブレア政権では、左翼の「国有化路線」と新保守主義の「市場万能主義」でもない、「第三の道」としてボランティア・セクターとの新しいパートナーシップを鍛え上げる必要性を訴えている¹。

図表 3-2-4 歴代首相等によるボランティア・セクターの評価

- ⊙ 「政府は徐々に手を広げ始めている全ての政策領域において、社会的な良心とフィランソロピーの精神から生まれたボランティア活動団体の力を、その自由と精神を壊さないように保証しながら、社会の進歩のために活かさなければならない。これができることが、自由社会の一つの証明でもある。」
(ウィリアム・ヘンリー・ベバリッジ卿の 1948 年のレポート)
- ⊙ 「青少年問題や高齢者の孤立といった社会問題の根本的解決を図る上で、政府としてできることは限られている。とくに高齢者問題については、ボランティア活動団体は公共福祉の補佐だけでなく、他では代替できない基本的な役割を果たしている。」
(ハロルド・ウィルソン首相の 1975 年のスピーチ)
- ⊙ 「ボランティアの活動は、私たちの社会を一つにつなぐセメント役を果たしている。ボランティア活動は社会の安定に役立ち、人々はこの活動の中で自分の技能を活かし、人間としての可能性を発展させることができる。すべての国民はそれぞれの潜在能力を最大限伸ばす場をもつべきであり、チャリティ団体はそのための機会を提供することができる。」
(ジョン・メイジャー首相の 1991 年のスピーチ)
- ⊙ 「ボランティア組織やコミュニティ団体によって、個人が自分が属するコミュニティの発展に貢献することが可能になる。このような働きによって、ボランティア組織やコミュニティ団体は、シチズンシップを促進し、コミュニティ意識を再構築することを助け、公正で包含的(inclusive)な社会を目指すというわれわれの共通の目標に向かって重大な貢献をしている。」
(トニー・ブレア首相の 1998 年のスピーチ)

(資料) 社会福祉・医療事業団『平成 11 年度 海外のボランティア活動に関する調査研究』p86
(原典) エイジング総合研究センター「イギリスの高齢者福祉におけるボランティアセクターの役割」1994 年
(資料) 永田祐 「ブレア政権のボランティアセクター政策」『医療福祉研究』第 2 号 2006 年
(原典) <http://www.archive.official-documents.co.uk/document/cm41/4107/e-mssge.htm>

¹ 永田祐 「ブレア政権のボランティアセクター政策」『医療福祉研究』第 2 号 2006 年 p44

【青少年のボランティア活動についての考え方】ⁱ

イギリスでは、青少年にボランティア活動を強制的にさせることについては異論がある。自発性が伴うはずのボランティア活動を強制的なものにするということは、ボランティアの意味を変化させ、その価値を引き下げることになりかねない。しかし、コミュニティ・サービスという機会を青少年に与えて、その活動を奨励することについては必要なことであるとされている。

例えば、学校の中でクラスの一員として、クラスをよりよく運営するために話し合うということも、青少年にとってはコミュニティ・サービスの一つである。これによって、青少年は自分の権利と義務を意識することができるようになり、責任を負うということも覚えることができる。青少年自ら活動を企画・実施できるような力が育まれ、その活動の場は学校の中から外へ移り、薬物の乱用防止や高齢者福祉のための活動など、地域への社会的関与につなげることができる。さらにそれが、前述のようにボランティア活動へと発展する可能性もあり、青少年は一人前の市民として成長できるようになるのである。社会に関与する方法を学ぶためのきっかけとして、イギリスでは青少年がコミュニティ・サービスを行うことが重要視されている。市民性を体験的に理解するためにコミュニティ・サービスを意図的に用いることが有効であるという点については国民の合意がとれている。政府としても青少年向けのコミュニティ・サービスに関する多様な制度が、教育技能省や内務省で実施されている。

その制度の一つが、シチズンシップ教育の必修化である。イギリス政府は、2002年から始まった新しいナショナル・カリキュラムで、中等教育段階でシチズンシップ教育を必修化し、学校と地域のボランティアやボランティア団体と協力しあい、コミュニティ・サービスなどを活用した教育実践に取り組むこととなっている。

また、青少年のボランティア活動を推進するための「ラッセル委員会」の報告書の中では、若者が自分自身にとって得るところが大きいボランティア活動に参加できれば、若者自身にとっても、コミュニティにとっても将来実を結ぶことにつながるという理由で、若者へのボランティア活動の機会拡大を目指しているⁱⁱ。

ⁱ 日本総研『社会奉仕活動の指導・実施方法に関する調査研究報告書』(2001/9) p87

ⁱⁱ Russell Commission “A National Framework for Youth Action and Engagement – Executive Summary to the Russell Commission “ 2005年3月 p6

b) イギリスにおけるボランティア活動の歴史ⁱ

イギリスのボランティア活動は、宗教活動を通じて慈善事業として行われる貧困救済や弱者救済などに長い歴史がある。中世にキリスト教が普及するにつれ、信者達は信仰の証として財産を教会に寄付した。教会は信者達が寄付した財産を、布教だけでなく貧困救済や医療活動などの公益的活動に使った。このように、何らかの慈善事業を行うための「労力」ではなく「資産」がまず最初に提供されることから出発していることが、イギリスのボランティア活動の特徴として挙げられる。

15 世紀末になると、病気や働き手の死亡、自然災害による飢饉などが原因の貧困に加え、社会的・構造的な貧困者が発生した。その一つが、穀物を中心とした耕作地を、収益性の高い羊の放牧地に転換しようとする領主が「囲い込み(エンクロージャー)」を行ったために土地を追われた農民である。16 世紀になると国家が貧困の救済に関心を示すようになり、1601 年にはエリザベス救貧法(The Poor Law, 「国民扶助法」ができる 1948 年まで存続)と、公益ユース法(Charitable Uses Act)がつくられた。ユース(use)とは信託(trust)の期限となるもので、財産を譲渡する際に譲渡先に用途を明示する制度であり、当時は教会などへ財産を寄進するのに用いられた。こうして 17 世紀には信託の制度が整い、慈善信託の主体も、教会や貴族のみならず商人や工場経営者などのブルジョアジーなどによるものが増加しはじめた。18 世紀に入ると、遺産相続人からの異議申立てが頻繁に発生したために、遺産を寄付する場合には、死亡する1年以上前に事業目的を明確にした信託委任状を作成しなければならなくなった。こうして慈善信託の事業目的が以前よりも明確に定義されることとなり、このことが慈善事業の事業内容が専門分化していく一つの要因となった。また、ボランティア活動団体の原型となるボランタリーアソシエーション(Voluntary Association)が設立されはじめ、慈善事業が組織化されるようになった。

19 世紀には、多くの慈善運動や慈善団体が誕生した。チャルマーズ牧師が始めた「隣友運動(Neighborhood Movement)」(1819 年)、ソリーが始めた「慈善組織協会(Charity Organization Society, COS)」(1868 年)、ブースが始めた「救世軍(Salvation Army)」(1878 年)などである。この背景には、市民の独立自尊、自助と自立が社会の価値観として尊重され、国家の介入が極力排除されたために、貧困者や高齢者に対する福祉は、富裕者の慈善行為やボランティア活動団体、家族や友人、近隣の援助に頼るようになったことが挙げられる。

ⁱ 社会福祉・医療事業団『平成 11 年度 海外のボランティア活動に関する調査研究』p82-86
内海成治・入江幸男・水野義之『ボランティア学を学ぶ人のために』世界思想社、1999 p245
小谷直道『市民活動時代のボランティア』中央法規、1999 年 p46
宮城孝「イギリスの社会福祉とボランタリーセクター」
中央共同募金会「日米英民間財源比較調査研究報告書」
財団法人あしたの日本を創る会「NPO(主に市民活動団体)に関する研究報告書」
エイジング総合研究センター「イギリスの高齢者福祉におけるボランタリーセクターの役割」

第二次世界大戦後、1942年にベバリッジ卿が社会保障の包括的なシステムを提案した報告書(「社会保険および関連サービス(Social Insurance and Allied Service)」、通称「ベバリッジ報告」)に基づいて、戦後の福祉国家の建設が始まった。この結果、それまで家族やボランティア活動団体が中心となっていた福祉的な供給を国が肩代わりし、全国民に一律で平等なケアが提供されることになり、プロフェッショナルなケア提供者が養成された。社会福祉における国の役割が大きくなると、ボランティア活動団体の位置づけは相対的に弱まった。また、プロフェッショナルなケア提供者によって、個人のニーズが画一的に捉えられるようになると、多様性と個別的な対応を信念とするボランティア活動団体の存在意義も薄れていった。

1970年代に高齢者の増加が顕著になり福祉・医療費の増大が見込まれる一方で、オイルショックを境に国家経済の停滞が明らかになり、このまま国家が福祉・医療のコストを負担できるのか危惧されるようになった。また、効率が悪く、現場の実態から乖離した公共サービスに対する批判もあり、福祉国家への批判が高まってきた。さらに、福祉の整備が進むにつれて国民の福祉向上への期待が高まり、生活の質の向上や、障害者問題、青少年問題、差別問題といった、それまで見過ごされてきた社会問題に対してボランティア活動団体が目を向け始めるようになった。この結果、インフォーマルセクターやボランタリー・セクターが再び注目され、家族や近隣といったコミュニティレベルでのケアの促進、さらにボランティア活動団体の参画を促進する方向への転換が示された。1978年、ウルフェンデン卿(Wolfenden)はイギリスの社会福祉の歴史の分析をとおして多元主義の意義を確認し、その多元的な福祉を維持するためにボランティア活動団体の役割を積極的に評価した。この報告以来、サッチャー政権は「福祉多元主義(welfare pluralism)」の考え方を取り入れ、福祉供給における民営化を実施した。

具体的には、グリフィス卿にコミュニティケア政策の総合的検討が依頼され、1988年に「民間のサービスを活用することを奨励し、サービスの直接的な提供が自治体の一義的な役割ではない」との見解を示す報告書がまとめられた。政府は報告書が大筋受け入れ、1989年に「政府白書(Caring for People)」を発表し、「活力のある民間サービスの発展を促すこと」が確認された。政府白書では、この利点について、①サービス選択の幅の拡大、②柔軟で開拓的な方法によるサービスの実施、③競争による効率性の向上、の3点を挙げている。白書を具体化した「国民保健・コミュニティケア法」が1990年に成立し、多元的なサービス供給システムが形成された。この一連の流れが、いわゆるコミュニティケア改革である。これによって、コミュニティケアの担い手として、民間事業者(営利・非営利)が増加することとなった。ボランティア活動団体は、政府や地方自治体から補助金を受けサービスを実施するという形態から、「契約(Contract)」によりサービスを購入されるという位置におかれることになった。

2. ボランティア活動の現状

(1) ボランティア活動参加者の現状

1) 参加率と頻度

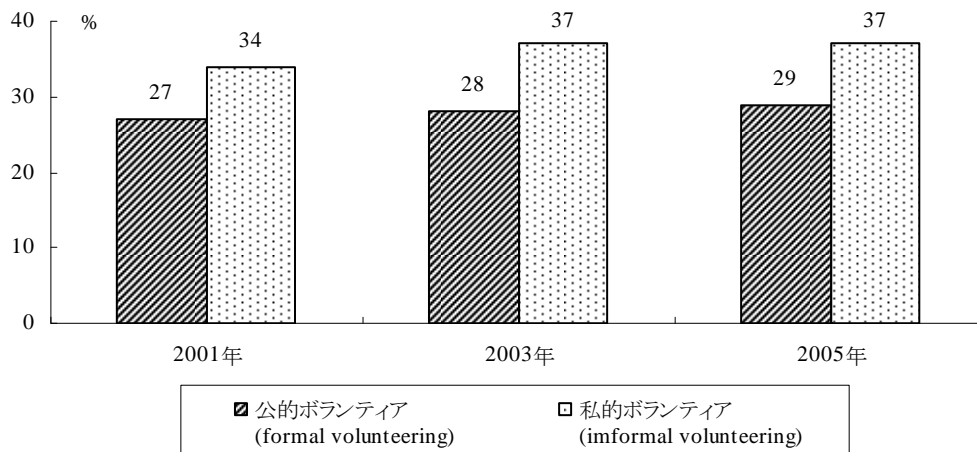
地方自治体・コミュニティ省が隔年で実施している「市民活動調査」では、ボランティア活動を、「公的ボランティア (formal volunteering)」と「私的ボランティア (informal volunteering)」に区分している。公的ボランティアは、他人または環境に役立つ活動を、グループ・クラブ・団体の一員として無償で提供すること、と定義されているⁱ。一方、私的ボランティアとは、家族・親戚ではない人に対して無償で個人的に援助を提供すること、と定義され、ボランティア団体などでの活動ではない個人的な活動も「ボランティア」として集計されている。

月に1回以上公的ボランティアをした人の割合は29%、私的ボランティアをした人の割合は37%である。ボランティアをする人の割合は、2001年と2003年調査を比較すると若干増加している。頻度を下げて、年に1回以上とすると、公的ボランティアをした人の割合は42%、私的ボランティアをした人の割合は62%である。

若年者に焦点を当てると、公的ボランティアについては25歳未満でも25歳以上でも参加率はほとんど変わらない。しかし、私的ボランティアについては、16～24歳の若者の方が、25歳以上よりも参加率が7ポイント高くなっている。

また、月に1回以上、公的または私的なボランティアに参加している人の割合は50%であるⁱⁱ。2003年からは変化はないが、2001年時点では47%であったので若干増加している。これに基づくと、イングランドでボランティアをしている人は2,040万人に上る。

図表 3-2-5 月に1回以上ボランティアをしている人の割合（イングランド）



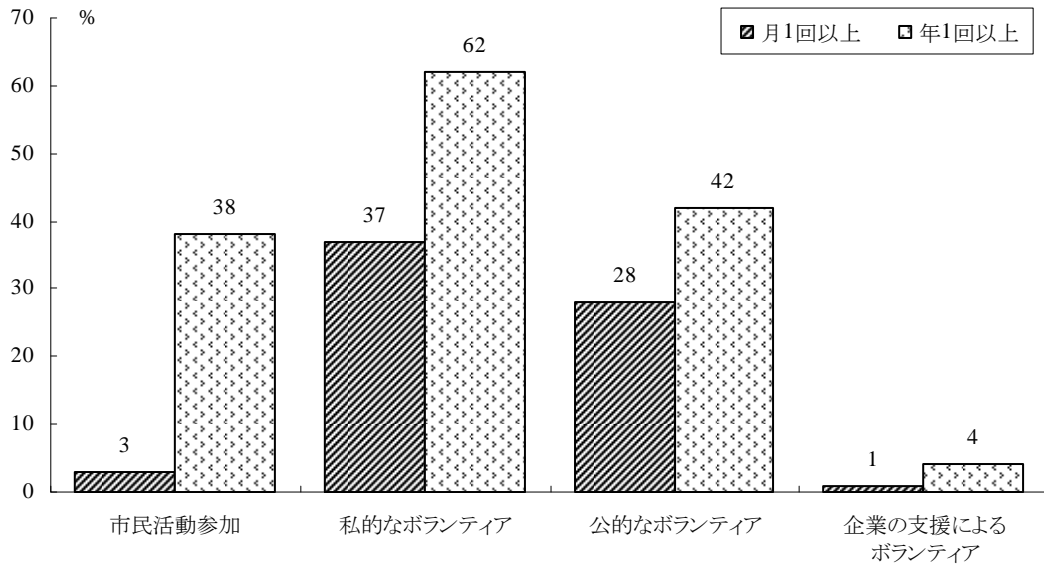
(資料) Department for Communities and Local Government 2005 Citizenship Survey p5, p6より作成

(注) 過去12ヵ月を振り返って、平均して月1度以上かどうかを調査した

ⁱ Department for Communities and Local Government 2005 Citizenship Survey p6

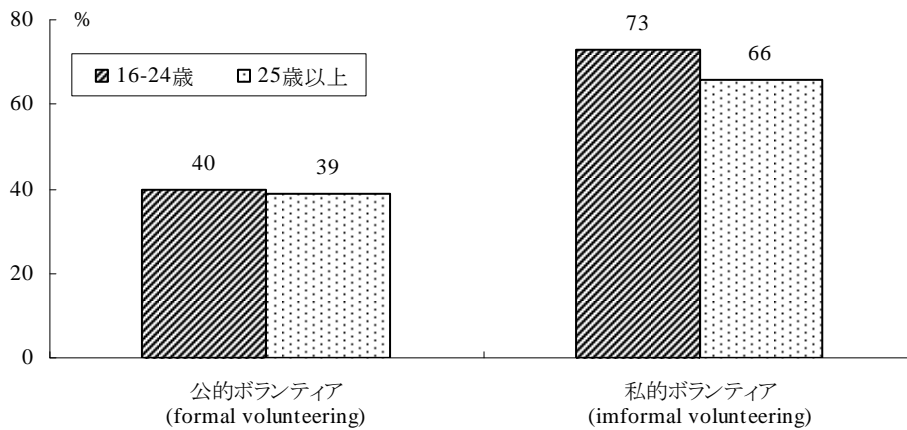
ⁱⁱ Department for Communities and Local Government 2005 Citizenship Survey p3

図表 3-2-6 頻度別 ボランティア・市民活動への参加率(イングランド&ウェールズ)[2003 年]



(資料) NCVO The UK Voluntary Sector Almanac 2006: The State of the Sector p10
 (原典) Home Office Citizenship Survey,

図表 3-2-7 若年者のボランティア活動への参加率 [2001 年]



(資料) Russell Commission *Young People and Volunteering* p 6

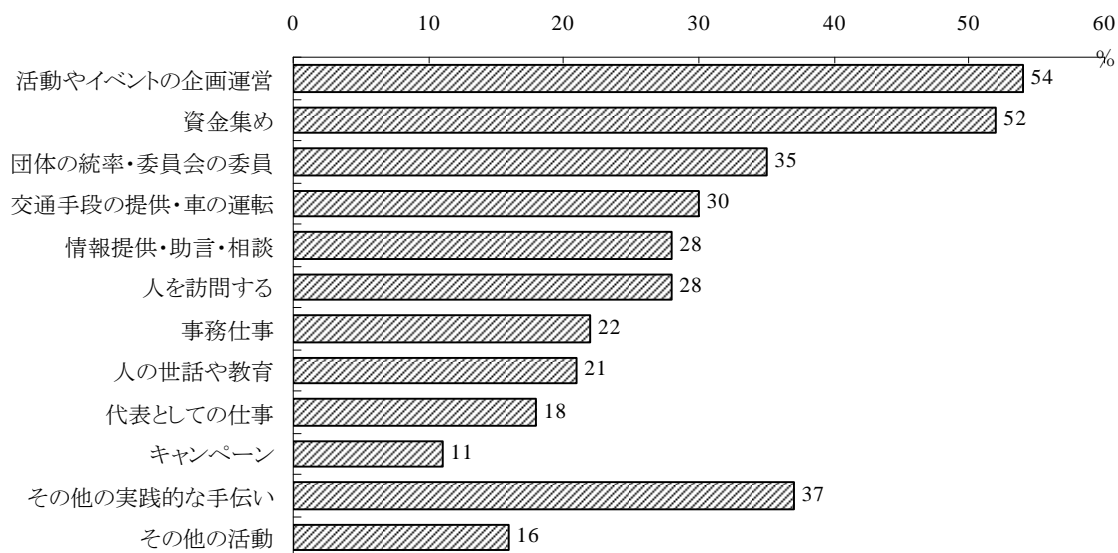
2) 活動内容

イギリス統計庁が実施している「生活時間調査」によると、「ボランティアの活動とミーティング」に充てている時間は1日平均17分と報告されているⁱ。このうち、他の世帯に対する私的な手伝い(informal help to other households)が9分、参加型活動(participatory activities)が5分、運営業務(organisational work)が3分となっている。

ⁱ UK 2000 Time Use Survey <http://www.statistics.gov.uk/StatBase/Expodata/Spreadsheets/D8482.xls>

また、公的なボランティア活動の内容として多いのは、「活動やイベントの企画運営」ならびに「資金集め」である。一方、私的なボランティアの内容としてもっとも多いのは「助言」で、次いで「外出の付き添い」「連絡を取る(安否確認、交流)」「不動産やペットの世話」が多い。

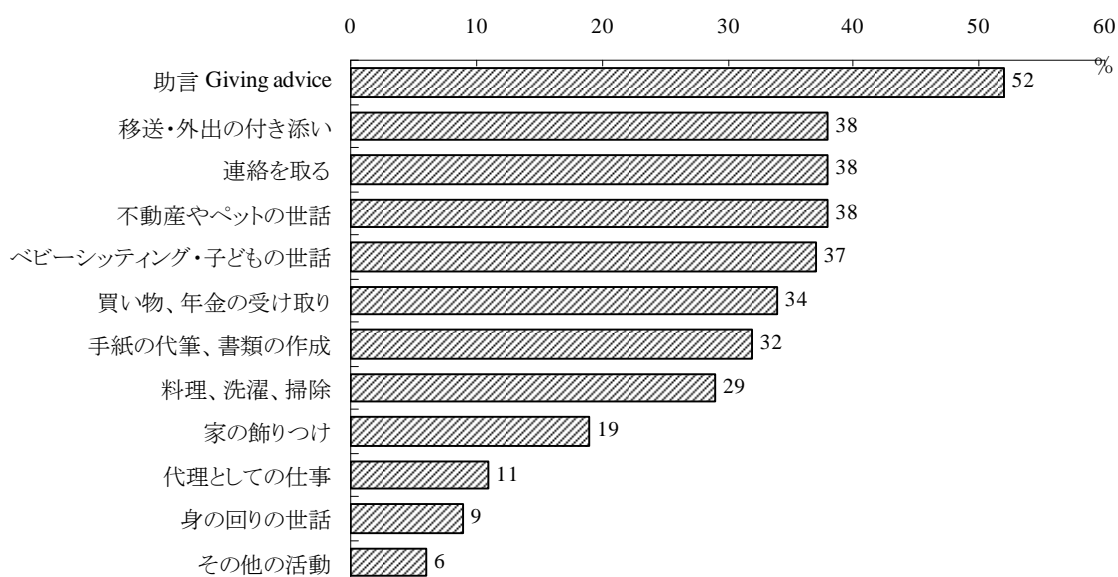
図表 3-2-8 公的なボランティア活動の活動内容 [2005 年]



(注) イングランド、1ヵ月に1度以上フォーマルなボランティア活動に参加しているサンプル (n=2643)

(資料) Department for Communities and Local Government 2005 Citizenship Survey p7 Figure 4

図表 3-2-9 私的なボランティア活動の活動内容 [2005 年]



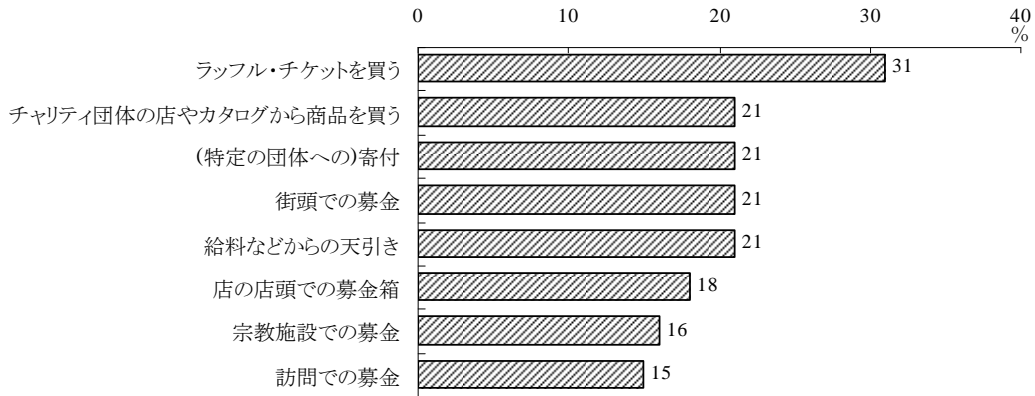
(注) イングランド、1ヵ月に1度以上フォーマルなボランティア活動に参加しているサンプル (n=3425)

(資料) Department for Communities and Local Government 2005 Citizenship Survey p5 Figure 2

3) 参考:寄付

「市民活動調査」によると、イングランドの人の78%が、調査時点から過去4週間になんらかの寄付を行っている。平均金額は15£(約3,500円)であるⁱ。寄付の方法で最も多いのはラッフル・チケット(番号付きの券を大勢の人に売り、当たった人に商品を渡すくじで、その収益を慈善目的に利用する)を買うことで、回答者の約3分の1が過去4週間に購入している。

図表 3-2-10 過去4週間に寄付した方法

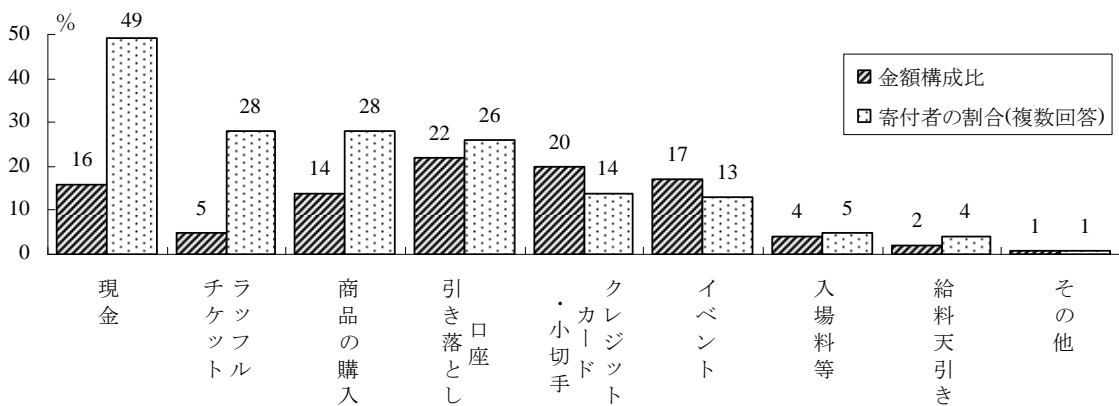


(注) イングランド(n=9195)

(資料) Department for Communities and Local Government 2005 Citizenship Survey p7 Figure 4

また、チャリティエイド財団(CAF)による「寄付調査 2005/06」によると、イギリス(UK)の成人が年間に寄付した平均額は£183.36である。57.6%の人(2,800万人)は、月に1度以上寄付をしている。総額89億£であり、2004/05年度から横ばいであるⁱⁱ。寄付の方法を寄付者の人数で見ると、現金が最も多いが、金額では、口座引き落とし・クレジットカード・小切手による寄付の総額が大きい。

図表 3-2-11 寄付の方法



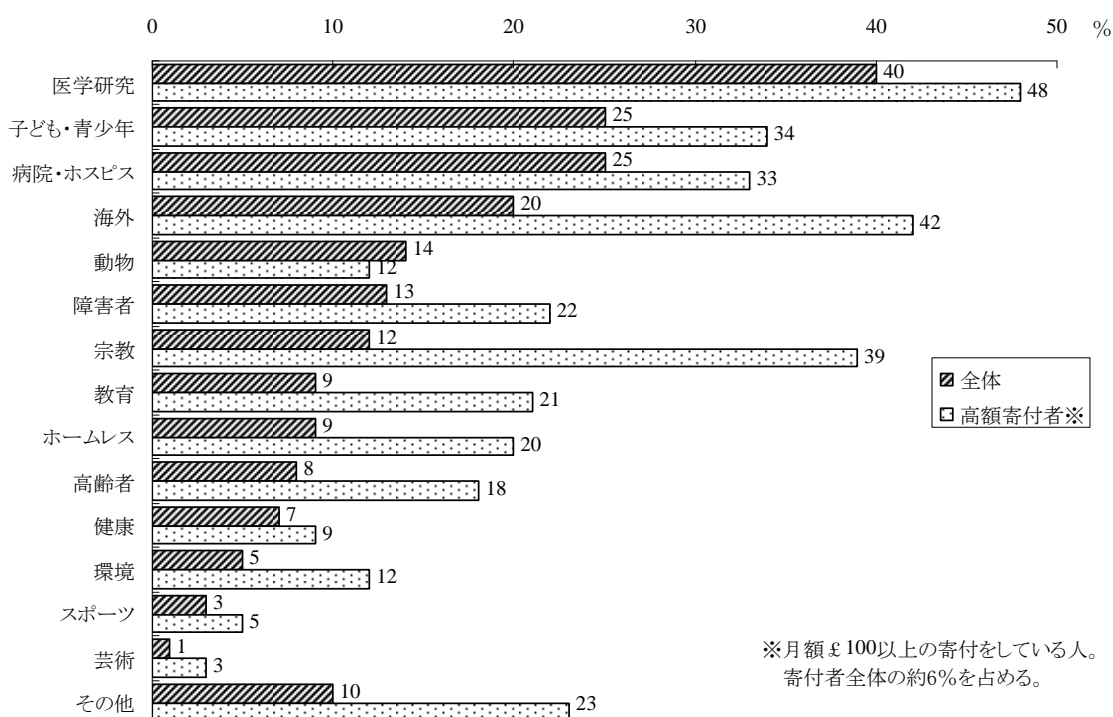
(資料) NCVO& CAF “UK Giving 2005/06” p18

ⁱ Department for Communities and Local Government “2005 Citizenship Survey” p4

ⁱⁱ NCVO& CAF “UK Giving 2005/06 Results of the 2005/06 survey of individual charitable giving in the UK”

寄付の目的・分野別の寄付者数を比較すると、全体では医学研究に寄付する人が最も多く、次いで子ども・青少年、病院・ホスピスなどが多い。寄付者全体の約 6%が月額 100 万 以上 の 寄 付 を し て い る が、こ れ ら の 高 額 寄 付 者 だ け を 見 る と、高 額 寄 付 者 の ほ う が 幅 広 い 分 野 に 寄 付 を し て い る 割 合 が 高 い。ま た、特 に、海 外、宗 教 な ど へ の 寄 付 が 多 い こ と が 目 立 つ。

図表 3-2-12 寄付の目的・分野



(資料) NCVO& CAF “UK Giving 2005/06” p11

給与天引きの寄付は、2000 年 4 月から 2004 年 3 月に政府が 10% の 上 乗 せ を す る 優 遇 政 策 を と っ た た め、倍 以 上 に 増 え て い る。政 府 か ら の 10% の 上 乗 せ を 差 し 引 い た 寄 付 額 は、2004/05 年 度 で 8200 万 万 円 で あ っ た。

図表 3-2-13 給与天引き寄付

年度	寄付総額(百万円)	雇用主の数	寄付者の人数
1998/99 年度	29	3,469	400,000
1999/00 年度	37	4,794	760,000
2000/01 年度	55	6,961	560,000
2001/02 年度	73	8,069	504,000
2002/03 年度	86	8,128	520,000
2003/04 年度	91	8,067	530,000
2004/05 年度	82	9,417	578,000

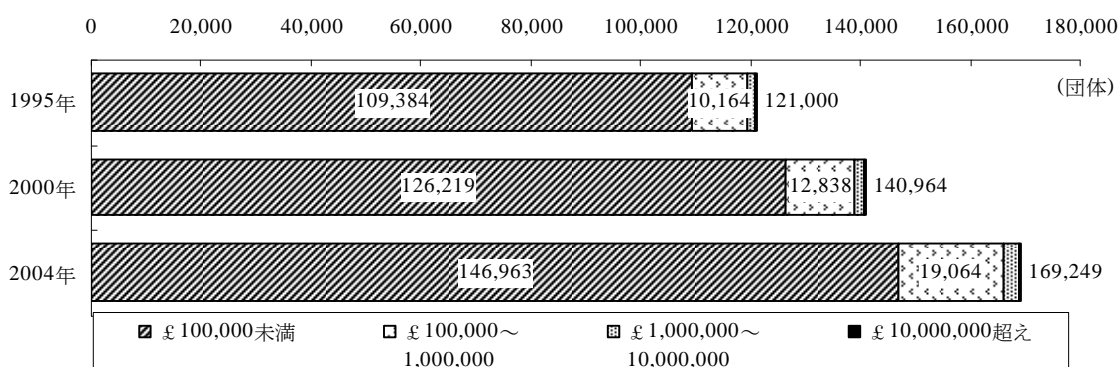
(資料) CAF “Analysis of UK payroll giving, July 2005” p19

(2) ボランティア活動団体の現状

1) ボランタリー・セクター全体

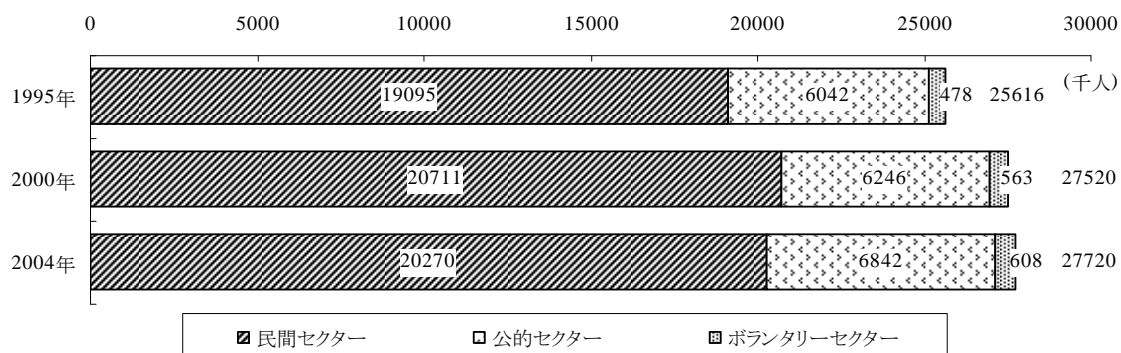
NCVO が一般チャリティと呼ぶボランタリー・セクターには、登録チャリティ団体のほかに、スポーツ・レクリエーションクラブ、小規模ボランティア団体などを含むが、住宅組合・学校・教会・NHS トラストなど政府が管轄している団体は含まない。これらのボランタリー・セクターの収入は合計で 263 億£にのぼり、このうち 38%を公的補助に頼っている。運営経費は年間 249 億£、総資産額は 668 億£、少なくとも 608,000 人の有給職員がいるⁱ。

図表 3-2-14 収入規模別 ボランタリー・セクターの団体数



(資料) NCVO The UK Voluntary Sector Almanac 2006: The State of the Sector p4

図表 3-2-15 セクター別の雇用数

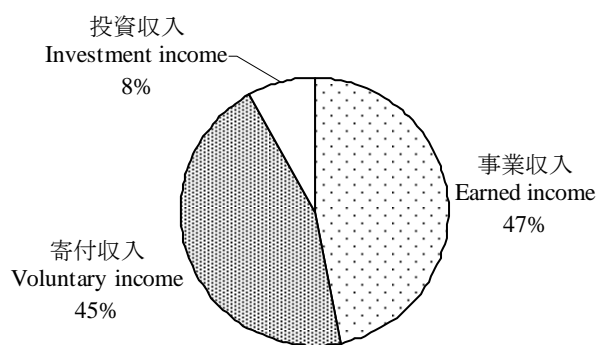


(資料) NCVO The UK Voluntary Sector Almanac 2006: The State of the Sector p9

ⁱ NCVO The UK Voluntary Sector Almanac 2006: The State of the Sector p3

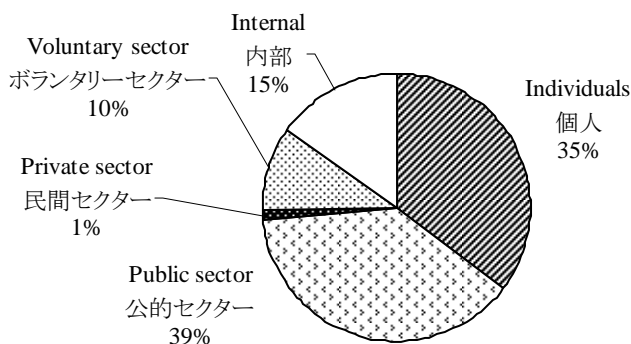
ボランティア・セクターの収入は、約半分が事業収入、約半分が寄付収入である。収入源としては、公的セクターからの補助が最も多く、次いで個人からの寄付等となっている。民間セクターからの補助・寄付は1%に過ぎない。支出の7割弱は公益性のある活動の事業費であり、事務経費は全体の約7%である。

図表 3-2-16 ボランティア・セクターの収入の内訳



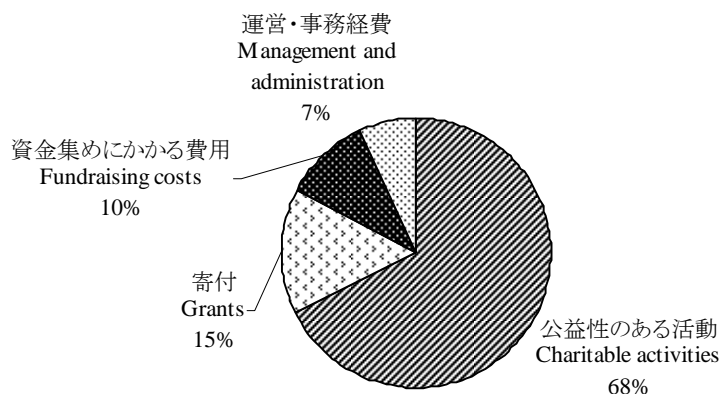
(資料) NCVO The UK Voluntary Sector Almanac 2006: The State of the Sector p7

図表 3-2-17 ボランティア・セクターの収入源の内訳



(資料) NCVO The UK Voluntary Sector Almanac 2006: The State of the Sector p9

図表 3-2-18 ボランティア・セクターの支出の内訳

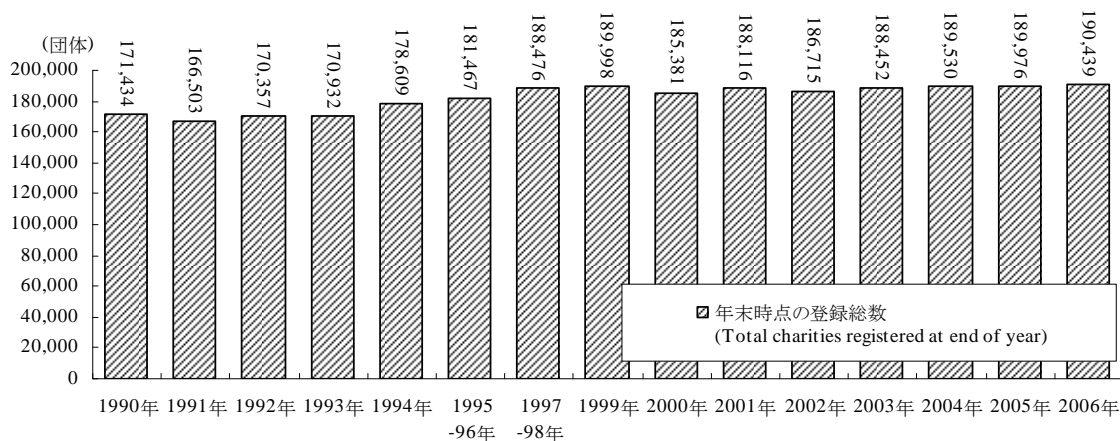


(資料) NCVO The UK Voluntary Sector Almanac 2006: The State of the Sector p11

2) 登録チャリティ団体

イングランド・ウェールズにおける登録チャリティ団体は、2006年12月末日現在で190,439団体である。登録チャリティ団体の数は、1990年代は増加傾向にあったが、労働党のブレア政権が発足した1997年頃からはほぼ横ばいである。新規登録チャリティ数は、1993年、1994年は1万団体を超えたが、2006年は3,728団体であった。

図表 3-2-19 イギリス(イングランド、ウェールズ)における登録チャリティ数の推移(1990-2006年)

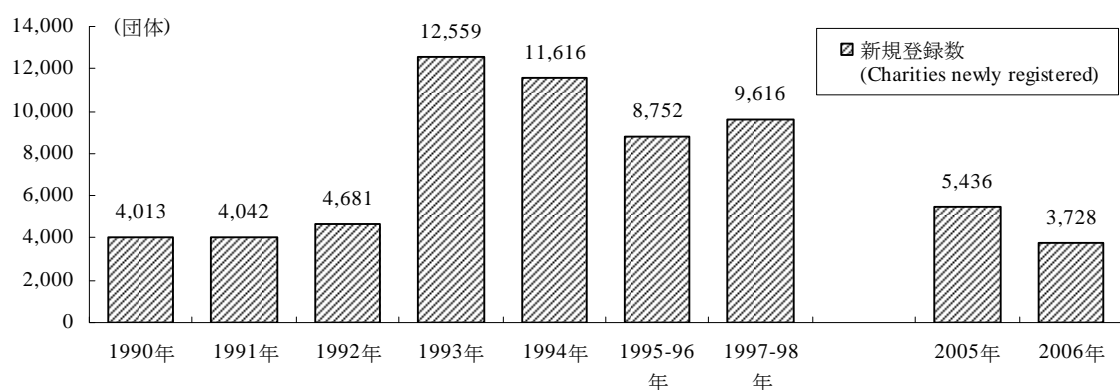


(資料) 社会福祉・医療事業団『平成11年度 海外のボランティア活動に関する調査研究』p74

<http://www.charity-commission.gov.uk/registeredcharities/factfigures.asp>

(原典) 武川正吾・塩野谷祐一「先進諸国の社会保障①イギリス」、Cathy Pharoah “Dimension of the voluntary sector”

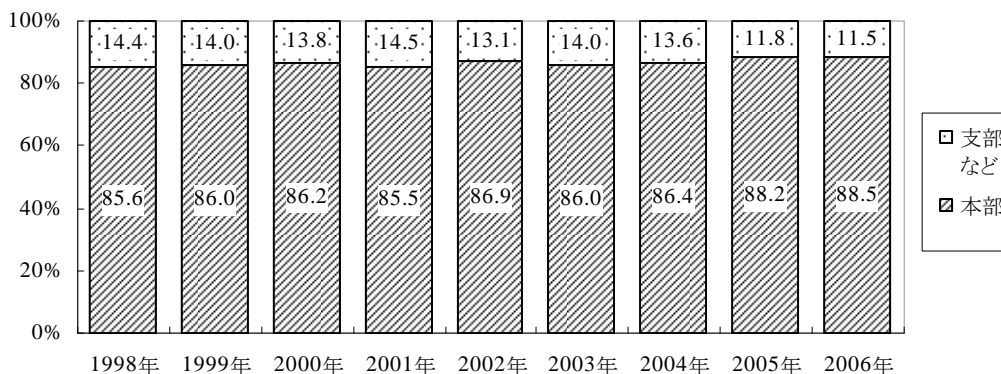
図表 3-2-20 イギリス(イングランド、ウェールズ)における新規登録チャリティ数の推移(1998-2006年)



(資料) 1990～98年は社会福祉・医療事業団[2000]、2005～06年はCharity Commission ウェブサイト

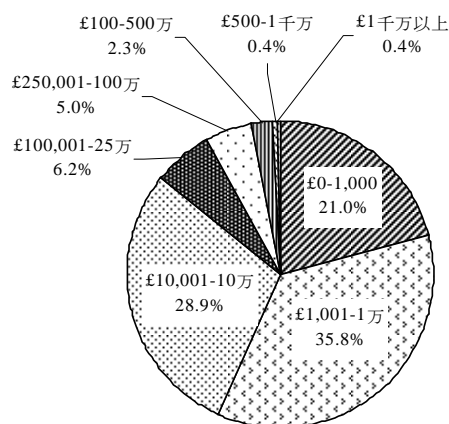
登録チャリティのうち、支部として登録しているものが全体の約1割を占める。
 財政規模は、1,000£以下の団体が21%、1万£以下の団体が66.8%、10万£以下が35.7%
 を占める。

図表 3-2-21 イギリス(イングランド、ウェールズ)における登録チャリティ 本部・支部の内訳(1998-2006年)



(資料) <http://www.charity-commission.gov.uk/registeredcharities/factfigures.asp> より作成

図表 3-2-22 財政規模別登録チャリティ



年収(財政規模)	団体数	構成比
£1,000 以下	35,314	21.0%
£1,001~10,000	60,378	35.8%
£10,001~100,000	48,764	28.9%
£100,001~250,000	10,485	6.2%
£250,001~1,000,000	8,470	5.0%
£1,000,001~5,000,000	3,843	2.3%
£5,000,001~10,000,000	728	0.4%
£10,000,000 以上	627	0.4%
合計	168,609	100.0%

(資料) <http://www.charity-commission.gov.uk/registeredcharities/factfigures.asp#intro>

チャリティエイド財団(CAF)では、毎年、「最もポピュラーなチャリティ」を発表している。これは、寄付やチャリティショップの収益などの収入が高いチャリティのリストである。この収入には政府の補助金は含まない。

図表 3-2-23 CAP「最もポピュラーなチャリティ」2005/06年度

団体名		収入 (百万£)
英国がん研究所	Cancer Research UK	306
ナショナル・トラスト	The National Trust	144
オックスファム	Oxfam	134
心臓病支援基金	British Heart Foundation	119
王立国家救命艇協会	Royal National Lifeboat Institution (RNLI)	91
救世軍	Salvation Army	91
がん救済マクミラン基金	Macmillan Cancer Relief	84
英国児童虐待防止協会	NSPCC (National Society of Prevention of Cruelty to Children)	82
王立動物虐待防止協会	RSPCA (Royal Society for the Prevention of Cruelty to Animals)	76
セーブ・ザ・チルドレン	Save the Children (UK)	70

(資料) <http://www.cafonline.org/Default.aspx?page=7684>

3. ボランティア活動に関する制度の概要

(1)法律

1) チャリティ関連

チャリティに関する重要な法律として、1601年の公益ユース法(Statute of Charitable Uses)、1853年の公益信託法(Charitable Trust Act)、1960年のチャリティ法(Charities Act)が挙げられる。

a) 公益ユース法

公益ユース法は、イギリスにおけるチャリティに関する最も古い法律といわれ、エリザベス I 世法とも呼ばれるⁱ。ユースとは中世に始まった信託の方法で、A が財産を信頼できる人 B に譲渡し、B はその財産を運用して生まれた収益を A のために利用するというものである。

ⁱ (財) あしたの日本を創る会「NPO(主に市民活動団体)に関する研究報告書」

歴史的に、イギリスでは宗教心が篤い人が、死後自分の土地を教会に寄進する習慣があったが、封建領主としては、教会に土地が寄進されると地代や税金が取れなくなるため、12世紀後半から13世紀にかけてこれを禁止する法律が相次いで制定された。そこで、土地を直接教会に寄進しないで、信頼できる人に譲渡し、譲渡を受けた人がその土地からあがる収益を教会に寄進する、という方法が生まれ、「ユース」と呼ばれたⁱ。

ユースは、教会への寄進の方法としてだけでなく、十字軍に遠征する兵士が、国に残した家族の生活費のために利用されたり、15世紀のバラ戦争の際に、戦争に負けて土地を没収されるのを避けて、戦場に赴く前に土地を信頼できる人に譲渡するためにも利用されたが、領主にとってユースの利用が地代や税金などの収入の減少につながるため、1535年、ヘンリー8世はユース条例を制定し、これを禁止した。

しかし、1601年に、一定の条件を満たすユースを法律で定めて認めるようになった。これが公益ユース法である。公益ユース法の前文において、公益性について① 高齢者、虚弱者、貧困者の救済、② 傷病兵士、学校、大学生への支援、③ 橋梁、港湾、道路、教会、堤防、幹線道路の補修、④ 孤児の教育及び就職、⑤ 矯正施設の維持支援、⑥ 貧民女子の結婚、⑦ 年少の労働者等の支援、⑧ 囚人、捕虜の救済・釈放、⑨ 生活困窮者の租税支払い等の支援 という具体例を示している。この法律により、教会への寄付を直接貧困者に配分するのではなく、一旦基金としてプールし、管理運用しながら、継続的に支援を行う仕組みが成立したと評価されているⁱⁱ。

b) 公益信託法

公益ユース法以降、公益信託が浸透していったが、一方で、信託を受けた受託者による義務違反、管理の失当、受託者の失踪などの不正行為や問題が増えていった。これを受けて1853年に、受託者による不正行為の監督を強化するため、公益信託法が制定された。

公益信託法に基づき、公益信託の監督・指導を強化するための機関としてチャリティ委員会(Charity Commission)が設立されるようになった。

c) チャリティ法

チャリティ法が制定された背景には、第二次世界大戦によって、一般的なボランティア組織が打撃を受けた一方で、政府も復興のために社会福祉予算を削ることを迫られ、あらためて民間の力による公益活動の建て直しの必要が生じて来たことが挙げられる。1948年のベバレッジ卿の報告書「ボランティア活動—社会福祉増進の方法に関する報告書ⁱⁱⁱ」を契機に、議会は1950年に健全な公益活動を促進するための「ネイサン委員会」を組織し、1952年に委員会報告が発表され、チャリティ委員会の監督の強化、チャリティ登録制度の導入、公益概念の明確化、信託

ⁱ <http://www.shintaku-kyokai.or.jp/html/shintaku/a02rekishi/a2-1-1.html>

ⁱⁱ ジェトロ ロンドンセンター・社会福祉共同事務所 『英国におけるボランティアセクターの資金調達に関する調査報告書』2005年1月 p10

ⁱⁱⁱ Voluntary Action: A Report on Methods of Social Advance

以外の福祉目的の法人もチャリティと認めるべきであるなどの提言がなされたⁱ。

このような流れを受けて、1960年にチャリティ法が制定された。この中で

- ・ 信託によるもの以外の主体でもチャリティになりうる
- ・ チャリティ委員会がチャリティの登録、監督、情報提供などを行う
- ・ チャリティの登録制の導入と税制優遇
- ・ チャリティに対する保護

などが定められた。

その後、1985年、1992年、1993年に、チャリティ委員会の監督を強化するなどのための法改正が行われた。そしてブレア政権に入ってから、ボランティア・セクターとの協働を推進する中で、内務大臣が有識者会議(戦略ユニット)を組織し、2002年に報告書がとりまとめられた。これを受けて政府は2003年7月に基本方針「チャリティと非営利活動:その最新法制度の枠組み—民間活動と公益に対する政府の回答」をまとめ、これらを踏まえて2004年にチャリティ改正法案(5月に原案、12月に修正案)が議会に提出された。

そして2006年11月8日にチャリティ法が改正され、2007年2月27日に発効となったⁱⁱ。2006年チャリティ法の第1部第1条によって、チャリティは「慈善目的(for a charitable purpose)」であり、かつ「公益的である(for the public benefit)」団体と定義された。第2条の中で、慈善目的について、貧困救済、教育、宗教、健康・救助、地域開発、芸術・科学振興、スポーツ、人権・和解・異文化理解、環境、困窮者の救済、動物愛護など具体的に例示して定義をした点が注目されている。

一方、公益性については、第3条で「公益性テスト(public benefit test)ⁱⁱⁱ」を定めており、このために第4条でチャリティ委員会が公益性について、理解を深め、人々の気づきを促す役割を担うこととなった^{iv}。このため、チャリティ委員会では2006年11月にチャリティ委員会市民フォーラム(Charity Commission Citizens' Forum)を立ち上げ、人々がどう捉え、何を期待しているのかを調査することとなった^v。2007年7月には、チャリティ委員会が公益性の理念(principles of public benefit)を発表する予定である。そして2007年9月から、公益性に関する評価のパイロットプログラムを開始し、2008年4月にその結果報告書を発表、夏には議会に報告する予定である。

また、第2部第3章第9条^{vi}の中で、登録についての制度が改められた。まず、チャリティ団体として届出不要な条件が拡大された。具体的には以前は年収1,000£以下でなおかつ恒久的な土地の信託等を受けていない団体が登録不要であったが、改正によって土地の条件は撤廃され、5,000£未満までが登録不要となった^{vii}。一方で、これまで慣習的にチャリティ委員会への登録義務から除外されていた一部の宗教チャリティ団体、ボーイスカウト・ガールスカウト、一部

ⁱ (財) あしたの日本を創る会「NPO(主に市民活動団体)に関する研究報告書」

ⁱⁱ <http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2006/20060050.htm>

ⁱⁱⁱ <http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2006/60050--b.htm#3>

^{iv} <http://www.charity-commission.gov.uk/spr/ca2006prov.asp#1>

^v <http://www.charity-commission.gov.uk/library/spr/pdfs/timetable.pdf>

^{vi} <http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2006/60050--e.htm#9>

^{vii} <http://www.charity-commission.gov.uk/spr/ca2006prov.asp#3>

の軍隊関連チャリティについても、登録の対象とすることとなった。

また、第2部第8章34条の中によって、公益法人組織(Charitable Incorporated Organisation)制度が創設されたⁱ。この背景には、チャリティ団体の多くを占める法人格・権利能力のない団体などでは、資金調達、財産管理、責任限定等の面での制約が多いものの、法人格を得るために、保証有限会社ⁱⁱの形態をとろうとすると、会社法とチャリティ委員会の二重の規制の下に置かれることから、新たな法人類型の創設が希望されていた。

既存のチャリティ団体が公益法人組織を取得することも、公益法人組織を最初に設立してから、チャリティ委員会にチャリティ登録することも可能であるⁱⁱⁱ。公益法人組織は、「組織」という名称を用いており「会社」ではないものの、会社に近い性格であり、構成員は有限責任を負う。公益法人組織の資産はコミュニティの利益のために固定されたものであり、収益や資産を構成員に配分することはできない。公益法人組織の報告義務はチャリティ委員会に対してであり、会社登記所(Companies House)や金融サービス機構庁(Financial Service Authority)に対して報告する必要はない。

2) 教育関連

学校教育においてボランティア活動を活用したシチズンシップ教育を必修化する施策も、コミュニティ・サービスの振興を促すと考えられるため、関連する法律として教育法が挙げられる。

イギリスの教育は、かつては地方教育行政(Local Education Authority, LEA)に委ねられており、義務教育の内容は地方自治体ごとに独自に定められ、カリキュラムの自由な編成が容認されていた。1944年の教育法(Education Act)により宗教教育が義務付けられているほかは、国としての教育課程の基準はなかった。しかし、学力低下が問題化し、経済活性化のためにすべての生徒に一定水準の学力を確保する必要性が指摘されるなど、共通のカリキュラムが求められるようになった。そこで1988年の教育改革法(Education Reform Act(1996年に教育法に統合))によ

ⁱ <http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2006/60050--j.htm#34>

ⁱⁱ イギリスには非営利団体のみに対応した法制度は存在しないため、非営利団体が法人格を取得しようとする場合は、会社法(Companies Act)や、共済組合等に関する特別法に従って法人格を取得することになるが、実務上は保証有限会社(company limited by guarantee)の法形式が多く用いられているようである。保証有限会社とは、社員が社員の地位にある間又は退社後1年以内に会社が解散して清算手続に入った場合に当該社員が社員の地位にあったときに生じた会社の負債について、予め出資を引き受けた額の限度で責任を負う会社である。設立にあたっては定款などの書類を登記官に提出し、会社法上の要件を審査し、登記される。株式会社の場合と異なり、社員の人数は1人でもよく最低資本金の制度はない。保証有限会社は、原則として会社の名称中に「有限責任(limited)」との用語を用いなければならないが、会社の目的が商業・芸術・科学・教育・宗教・慈善(charity)又は専門職業の振興等にあり、かつ基本定款において、①会社の収入や生じた利益をそのような目的に使用し、②社員に対する利益分配を禁じ、③解散の際の残余財産を類似の目的を有する団体又は慈善の振興を目的とする団体に譲渡することを規定している場合には、一定の手続を経て名称中に用いる義務が免除される。保証有限会社は、登記官に対し、会社法上定められている年次報告書等の提出義務を負う。

法務省民事局『法人制度研究会報告書』「諸外国の中間法人税制」1999年9月

小田切康彦・新川達郎「英国におけるディベロップメント・トラストの発展に関する研究」『同志社政策科学研究』第8巻(第2号)、2006年12月

ⁱⁱⁱ <http://www.businesslink.gov.uk/bdotg/action/detail?type=RESOURCES&itemId=1077476119>

ってナショナル・カリキュラムが導入され、全国共通の学校教育課程が定められた。詳細な内容については、法律に基づく省令 (statutory orders) として示されることになった。ただし、ナショナル・カリキュラムは公立学校において教えるべき必修教科について示したものであって、各学校がこれ以外の教科を教えたり独自の教育活動を行ったりすることを妨げるものではない。

その後、ナショナル・カリキュラムは 1995 年と 2000 年に改訂された。この 2000 年の改訂によって、中等教育段階においてシチズンシップ教育が 2002 年から必修化されたⁱ。初等教育についても必修化される方向であるⁱⁱが、2007 年 3 月現在まだ実施されていない。

なお、教育法 (Education Act) は直近では、2005 年に改正され、2007 年 4 月から施行される。

3) 政府とボランティア団体の間の合意文書(コンパクト)

イギリスでは、ボランティア団体の役割と独立性を政府が積極的に評価した合意文書である「コンパクト」が、イングランドのボランタリー・セクターの代表と政府の間で締結されている。コンパクトは、政府とボランタリー・セクターの役割分担や双方の立場を明らかにするための覚書であるⁱⁱⁱ。この背景には、かつて政府から助成金という比較的自由的な形で資金提供を受けていたボランタリー団体が、サッチャー政権時に政府の委託事業が増したことで政府の下請け的な色彩が強くなったことへ危機感を募らせたことが背景にある^{iv}。

中央政府とイングランドのボランタリー・セクターとの間でコンパクトが締結されたのは 1998 年である。これは、1996 年にボランティア組織全国委員会 (NCVO) が設置したディーキン委員会がボランタリー・セクターのあり方などを提案した報告書「ボランタリー・セクターの未来 (The Future of the Voluntary Sector)」^v、1997 年の労働党の政府指針文書「ともに未来を築く (Building the Future Together)」の流れを汲んでいる。同年労働党が政権をとり、翌年コンパクトが締結されるに至った。ボランタリー・セクターを代表するのはボランティア組織全国委員会 (NCVO) が事務局を務める団体「コンパクト・ボイス^{vi}」であり NCVO 自身、英国児童虐待防止協会、ボランティアリング・イングランド、全国視覚障害者協会などを含む 19 団体がメンバーとして参加している^{vii}。

全国版^{viii}のコンパクトには両者が行うべき約束事が定められており、政府が行うべきことの中には、ボランティア団体への資金援助や政策への参画保証などが挙げられている。コンパクトには法的拘束力はないが、双方が合意し、署名して発行したものであり、重要な位置づけである。

ⁱ 社会福祉・医療事業団『平成 11 年度 海外のボランティア活動に関する調査研究』

ⁱⁱ 栗田 充治「Citizenship Education の教育理念と内容」日本ボランティア学習協会『英国の「市民教育」』2000 年 9 月

ⁱⁱⁱ 東京ボランティア・市民活動センター『イギリスのコンパクトから学ぶ 協働のあり方』p 93

^{iv} 目加田説子『NGO セクターに関する 6 カ国比較研究』2004 年 3 月 経済産業研究所 p76

^v http://www.thecompact.org.uk/information/100020/100212/history_of_the_compact/

^{vi} <http://www.compactvoice.org.uk/>

^{vii} http://www.compactvoice.org.uk/module_images/Members%20of%20Compact%20Voice%20%20Feb07.doc

^{viii} National Compact であるが、イングランドが主な対象であることが伺える。

図表 3-2-24 コンパクトにおいて列挙された約束ごとの概要

<p><政府の行うべきこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ⊗ 独立性の認識・支援 <ul style="list-style-type: none"> ・資金面での関係にかかわらず、各ボランティア活動団体が法の範囲内で、政府の政策に意見表示や挑戦をし自己の活動を決定する権利の保障 ⊗ 長期的かつ透明な資金援助 <ul style="list-style-type: none"> ・明確で統一された資金配分基準 ・ボランティア活動団体の目的・活動内容に対する共通で透明な評価基準 ・次年度の資金に対する早期の情報提供・相談 ・長期複数年援助の促進、など ⊗ 政策の諮問・実施・評価への参加保証 <ul style="list-style-type: none"> ・検討の早い段階での各ボランティア活動団体の参加 ・ボランティア活動団体のサービス利用者などの利害関係者への意見聴取時間の配分 ・女性・少数民族・貧困者への支援を行っている団体の意見の重視、など ⊗ コンパクトの影響力の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・省庁間でのボランタリー・セクターに対する一致した姿勢の推進 ・情報公開の推進 ・コンパクトの定期的な見直し、など <p><ボランタリー・セクターが行うべきこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ⊗ 資金・運営の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ・資金提供者やサービス利用者に対する説明責任 ・政治活動を含めた法の尊重、など ⊗ 政策諮問への参加 <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの利用者、ボランティア、会員、支援者らの意見の反映 ・政府から提供された情報の秘密性保持、など

(資料) 日本総研『社会奉仕活動の指導・実施方法に関する調査研究報告書』(2001/9) p87

http://www.thecompact.org.uk/shared_asp_files/GFSR.asp?NodeID=100344

また、コンパクトを実践するための実施要領(Code of Conduct)が出版されているⁱ。実施要領では、コンパクトを実践する上で考慮すべき課題別に実践方法などを詳細に説明し、コンパクト本文を補完している。現在出版されている実施要領は、「黒人・エスニックマイノリティ実施要領」、「コミュニティ・グループ実施要領」、「コンサルテーション・政策評価実施要領」、「資金調達実施要領」、「ボランティア実施要領」であるⁱⁱ。例えば、「コンサルテーション・政策評価実施要領」では、政府が「ボランタリー・セクターに対して意見を求めるときは十分な時間を与えること(通常で

ⁱ 東京ボランティア・市民活動センター『イギリスのコンパクトから学ぶ協働のあり方』p48

ⁱⁱ <http://www.thecompact.org.uk/information/100023/100219/publications/>

あれば 12 週間)」を明記し、ボランティア・セクターは「政府に対して明確で客観的な情報を与えること」としているⁱ。また、「資金調達実施要領」では、政府に対して「補助金の価値を最大限に引き出すためには、必要に応じて補助金を事前払いすること」「金額に見合った価値がある場合は、より長期的な資金援助をすること」「適切なモニタリングをすること」などが求められ、ボランティア・セクターに対しては、情報開示や適切な会計報告などが求められているⁱⁱ。

図表 3-2-25 「ボランティア実施要領」の概要

<p>< 基本理念 (Key Principles) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ⊗ ボランティア活動は活動者の自由意志の結果でなくてはならない ⊗ ボランティア活動はすべての人に対して開かれたものでなくてはならない ⊗ ボランティア活動者は自分の貢献が価値のあるものだと感じられるような、なんらかのプラスになるものを受け取らなくてはならない ⊗ ボランティア活動者は公的に認められなくてはならない <p>< 政府の行うべきこと ></p> <ul style="list-style-type: none"> ⊗ ボランティア活動がもたらしうる影響に関連する法案や規制への提案を確認すること ⊗ 現在のボランティア活動に伴う障壁の排除に努めること(資金面における障壁も含む) ⊗ ボランティア活動が価値あるものであるという認識を高め、ボランティア活動への機会を奨励すること ⊗ ボランティア活動に関するよりよいデータを収集すること <p>< ボランティア・セクターが行うべきこと ></p> <ul style="list-style-type: none"> ⊗ ボランティア活動者の募集とマネジメント力を高めること ⊗ ボランティア活動者に対してよりよい教育訓練とサポートを提供すること ⊗ ボランティア活動者が自分に適した役割を見つけることを手伝うこと ⊗ ボランティア活動者に対して、感謝を示し、存在を認めること ⊗ ボランティア活動によって得られるプラスの側面を成長させること
--

(資料) http://www.thecompact.org.uk/shared_asp_files/GFSR.asp?NodeID=100349

また、各地方においては、地方自治体と地域に根ざした活動を行っているボランティア団体との間で締結される、地域性に配慮した地域版コンパクトが締結されている。現在イングランドの自治体の 99%がボランティア・セクターとコンパクトを締結しているⁱⁱⁱ。地方自治体とボランティア・セクターの協働の重要性やコンパクトについては、地方自治体・コミュニティ省が 2006 年 10 月に発表した報告書「地方自治体白書—強く栄えているコミュニティ」の中でも記されている^{iv}。

ⁱ http://www.thecompact.org.uk/shared_asp_files/GFSR.asp?NodeID=100347

ⁱⁱ http://www.thecompact.org.uk/shared_asp_files/GFSR.asp?NodeID=100322

ⁱⁱⁱ <http://www.thecompact.org.uk/>

^{iv} Strong and Prosperous Communities - The Local Government White Paper, 26 October 2006
<http://www.communities.gov.uk/index.asp?id=1503999>

2007年2月時点でコンパクトを締結している自治体はイングランドの388自治体の94%にあたる364自治体であった。未検討の団体は3自治体に過ぎないⁱ。

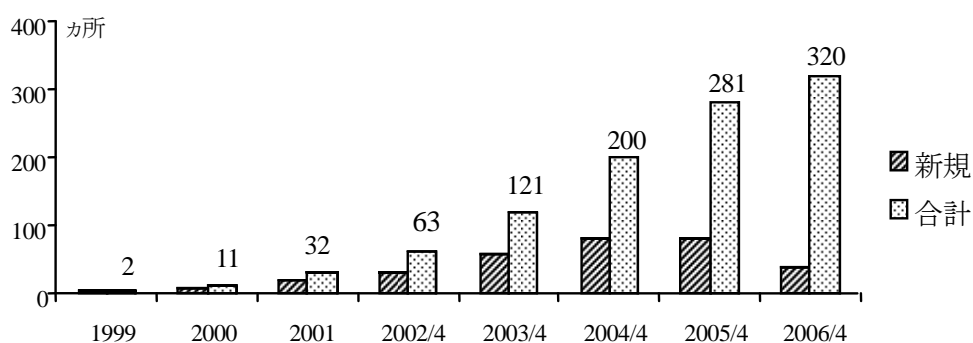
地域版コンパクトをより有効に機能させていくために、ローカル・コンパクト・ボイスという組織が2004年に立ち上げられ、300人のメンバーが参加しているⁱⁱ。

図表 3-2-26 地域版コンパクトの締結状況 (2007年2月時点)

締結済み (Published)	364 自治体	94%
検討中 (Underway)	21 自治体(うち 10 ヲ所は 2007 年 3 月 締結 予定)	5%
未検討 (Not started)	3 自治体 (Allerdale, Brentwood, City of London)	1%
合計	388	100%

(資料) Compact Voice Progress List 2007年2月

図表 3-2-27 地域版コンパクトの締結状況の推移



(資料) Compact Voice Progress List 2007年2月

(2) 所轄・担当機関、関連機関

登録チャリティを管轄しているのは、1860年に創設されたチャリティ委員会であり、チャリティの登録、指導・監督、情報提供を行っている。

また省庁としては、以前は内務省の「アクティブ・コミュニティ総局 (Active Communities Directorate)」や「市民再生ユニット (Civil Renewal Unit (Together We Can))」「人種・心境・社会統合総局 (Race, Faith and Cohesion Directorate)」がコミュニティ活動やボランティア活動を管轄していたが、2006年5月5日の再編により、内閣府の「第三セクター局 (Office of the Third Sector)」や地方自治体・コミュニティ省 (Department for Communities and Local Government) に移管したⁱⁱⁱ。またこの再編の際に大臣の一人として Ed Miliband をボランティア・セクター担当に

ⁱ Compact Voice Progress List 2007年2月

Local Compact progress in the 388 local authority areas of England

http://www.compactvoice.org.uk/C2B/document_tree/ViewACategory.asp?CategoryID=24

ⁱⁱ http://www.compactvoice.org.uk/C2B/document_tree/ViewACategory.asp?CategoryID=22

ⁱⁱⁱ <http://www.homeoffice.gov.uk/communities/>

任命した。

また副首相府では、2005年1月にまとめた報告書「持続可能なコミュニティ:人・場所・繁栄」の中で、コミュニティにおけるボランティア活動について言及しているⁱⁱ。ボランティアへの参加の実態を1年おきに調査をしている「市民活動調査」の実施主体は、内務省と地方自治体・コミュニティ省である。

さらに、各省庁で以下のような若者向けボランティア活動推進プログラムを実施している。

図表 3-2-28 公的な若者のボランティア活動促進プロジェクト

教育技能省 (Department for Education and Skills (DfES))	ミレニアム・ボランティア (Millennium Volunteers) 学校における活動的な市民プログラム (Active Citizen's in Schools (ACIS)) 16歳以上の市民性育成プロジェクト (Post 16 Citizenship Development Projects) 若者ボランティアチャレンジプロジェクト (Young Volunteer Challenge Projects) コミュニティ・チャンピオン (Community Champions and Pathfinder) など
保健省 (Department of Health)	ボランティア機会プログラム (Opportunities for Volunteering) 若者育成プログラム (Young People's Development programme)
内務省 (Home Office)	アクティブコミュニティ基金 (Active Communities Directorate funds)
文化・メディア・スポーツ省 (Department for Culture Media and Sport (DCMS))	スポーツに飛び込め (Step into Sport)、若者芸術賞 (Young People's Art Award)、若者の音楽 ('Youth Music') など
副首相府 (Office of the Deputy Prime Minister (ODPM))	若者の関与・参加イニシアチブ ('耳を傾けることを学ぶ' アジェンダ) (ODPM Youth Involvement and participation initiatives ('Learning to Listen' (L2L) Agenda))
国際開発省 (Department for International Development (DfID))	若者の開発教育 (Development Education with young people)

(資料) Kelly A Drake and Justin Davis Smith *Young People and Volunteering: A map of the range and scope of current opportunities in England* June 2004 Appendix 9

ⁱ Voluntary Sector Speech at the Future Services Network Conference 22 June 2006
www.number-10.gov.uk/output/Page9714.asp
http://www.cabinetoffice.gov.uk/about_the_cabinet_office/ministers.asp

ⁱⁱ Sustainable Communities: People, Places and Prosperity — A Five Year Plan from the Office of the Deputy Prime Minister January 2005

4. 公的制度による施策・事業

(1) 中等教育におけるシチズンシップ教育

イギリスでは、ナショナル・カリキュラムにおいて、中等教育(7年生～11年生、12歳～16歳)におけるシチズンシップ教育を必修化している。幅広い要素の一つとして、ボランティア活動に参加することが、要素の中の「価値と性向」の中に挙げられている。

図表 3-2-29 シチズンシップ教育の要素 (抜粋)

キー・コンセプト (全8項目)	価値と性向 (全17項目)	スキルと能力 (全9項目)	知識と理解 (全12項目)
<ul style="list-style-type: none"> ・民主主義と独裁政治 ・協力と対等 ・平等と多様性 ・公正・正義・法・人権 ・自由と秩序 ・個人とコミュニティ ・権力と権威 ・権利と責任 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共善への関心 ・人間の尊厳と平等 ・共感的理解を持って他者とあるいは他者のために活動するⁱ ・責任感のある行動 (中略) ・活動的な市民となる ・ボランティア活動への献身 (以下略) 	<ul style="list-style-type: none"> ・口頭・筆記における理性的な議論能力 ・他者と協力し効果的な活動ができること ・他者の経験や考え方を考慮し認める能力 ・他者の観点を寛大に取り扱う能力 ・問題解決アプローチ (以下略) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域・イギリス・EU・世界の時事問題 ・民主的コミュニティ ・個人と地方共同体およびボランティアな共同体の相互依存 ・多様性について ・法的・道徳的権利、個人とコミュニティの責任 ・個人とコミュニティが直面する社会的課題 (以下略)

(資料) 栗田 充治「Citizenship Education の教育理念と内容」日本ボランティア学習協会『英国の「市民教育」』2000年9月 p31

(資料) Qualifications and Curriculum Authority *Education for citizenship and the teaching of democracy in schools- Final report of the Advisory Group on Citizenship 22 September 1998 p44*

シチズンシップ教育の具体的な内容は多岐に渡る。教育技能省は、インターネットのウェブサイトを通じて教材を紹介しているが、シチズンシップ教育のテーマとして以下を挙げている。

図表 3-2-30 シチズンシップ教育のトピックス

<ul style="list-style-type: none"> ⊗ 市民社会(Civil society) ⊗ 持続可能な開発(Sustainable development) ⊗ コミュニティ・文化・アイデンティティ(Communities, cultures & identities) ⊗ 人生の出来事と人々(Life events & people) ⊗ 個人スキル・社会的スキル(Personal & social skills) ⊗ 健康と安全(Human health & safety) ⊗ ダイバーシティとコミュニティ(Diversity & community) ⊗ 性と人間関係(Sex & relationship education) ⊗ 金銭管理能力(Financial capability) ⊗ キャリア形成(Careers)
--

(資料) <http://www.curriculumonline.gov.uk/Subjects/Ci/>

ⁱ a disposition to work with and for others with sympathetic understanding

また、教育技能省が管理しているウェブサイト Teachernet は具体的な教材となる資料を提供している。このサイトで提供されているシチズンシップ教育の教材の題材は以下の通りである。

図表 3-2-31 シチズンシップ教育の教材のテーマ

7 年生	
○ コミュニティを変えていく	Changing communities
○ 犯罪とその結果	Crime and consequence
○ 世界のエネルギー消費と地球温暖化	Examining global energy consumption and global warming
○ フェアトレード	Fair trade
○ 学校の民主的運営	School democracy
○ ボランティア	Volunteering
8 年生	
○ グローバルな課題	A global problem
○ コミュニティの課題と地方政府	Community concerns and local government
○ コミュニティの観点	Community viewpoints
○ 環境の改善	Improving our environment
○ 選挙権取得年齢	Minimum voting age
○ 見出しの背景にある真実	The truth behind the headlines
9 年生	
○ アクセシビリティ: 権利と責任	Accessibility: Rights and responsibilities
○ 裁判と犯罪行為	Courts and criminal behaviour
○ 若者と門限	Curfews and young people
○ われわれの国は自由な国なのか	Is it a free country?
○ ロビイスト活動	Lobbying
○ 広告宣伝の意味	The significance of advertising

(資料) <http://www.teachernet.gov.uk/supportpack/downloadarea.aspx>

イギリスを代表する民間ボランティア活動推進団体である CSV (Community Service Volunteers) が 2004 年に教員に対して行った調査では、シチズンシップ教育を担当している教員は「シチズンシップ・コーディネイターまたはシチズンシップ担当主任」の割合が最も多いものの約 2 割であり、「教頭」「個人・社会・健康教育 (PSHE) 担当」「個人・社会教育 (PSE) 担当」など多岐にわたる。シチズンシップ担当教員の約 4 割がコミュニティ・インボルブメントについて教員として更なるトレーニングを受けたいと回答している。また担当教員の 35% は、特定の授業でシチズンシップ教育を行うよりも、教科の枠を超え、複数の教科にまたがって教えるのがよいと考えているⁱ。

ⁱ CSV Reports on Citizenship in the Curriculum Two Years on - Statistical Appendix 2004 年夏 16a 号 回答した教員は 45 人

一方、同時期に生徒に対して実施した調査では、生徒の約4割はシチズンシップ教育の担当教員から授業を受けていたが、35%はその他の科目の教員、24%はクラスの担任から授業を受けていたⁱ。複数回答で生徒にシチズンシップの意味を尋ねると「権利と責任」が22%、「世界情勢」が16%で、第三位がボランティア(10%)であった。ただし、ここでいう「ボランティア」は必ずしも外部のボランティア組織に参加して活動するものだけではなく、学校におけるほかの生徒を助けるような活動も含むようである。生徒のうち、ボランティアによって他の生徒を助ける機会を学校が提供していると回答したのは69%で、具体的な内容としては下の学年の生徒、障害児の勉強やその他の学校での活動を手伝うことが多い。

【シチズンシップ教育に対する評価】

2003-04年度の教育水準局(Ofsted)の査察報告書によると、2002年の導入以降、学校は次第にシチズンシップ教育を真剣に受け止めるようになってきており、プログラムを開発しつつある。とはいうものの、既存の教科に比べて、生徒たちの達成度は低く、4分の1の学校では、シチズンシップ教育の提供状況が不十分であると評価されているⁱⁱ。シチズンシップ教育の3要素として、教育水準局(Ofsted)は「質問とコミュニケーション」「参加と責任ある行動」「市民としての知識の習得と理解」を挙げているが、この中で「参加と責任ある行動」への取り組みが不十分だとしている。これについて生徒のボランティア活動は有効な学習の機会であるが、現状では学校がボランティアの機会を提供していないこともあり、すべての学校が機会を提供するべきだとしている。

一方、シチズンシップ教育が必修化される前からの取り組みに対する評価報告も行われている。バークレイ銀行の社会貢献プログラムである「バークレイの新しい未来」は1995年から11年間にわたって750カ所以上の学校に対し、1千万£以上の資金提供をして、CSVと共同で学校のコミュニティ・プロジェクトを支援してきたⁱⁱⁱ。このプログラムによって、生徒たちがコミュニケーションスキル、自信、ITコミュニケーションスキル、組織・チームワーク力を高めたと報告されている^{iv}。また、生徒たちは弱い人たちに対する共感、環境への関心を高め、モチベーションが上がったり、転校や進学するときもよりスムーズに移行ができるようになったという。一方、学校に対しては、コミュニティにおける学校のイメージを高めるとともに、パートナー校との関係も良くなり、地域の企業やボランティア組織との関係も強化された。また、障害児とその他の生徒に一体感が生まれ、コミュニティの維持改善に対する強い責任感が生まれた。コミュニティに対しては、地域の大人から見た若者のイメージが良くなり、世代間連帯が強まった。コミュニティの環境への取り組みも強くなり、他人のニーズへの気づきが行われるようになったとしている。

ⁱ CSV Reports on Citizenship in the Curriculum Two Years on - Statistical Appendix 2004年夏 16a号 回答した生徒は230人

ⁱⁱ Ofsted (イギリス教育水準局) Citizenship in secondary schools: evidence from Ofsted inspections (2003/04) HMI 2335 February 2005

ⁱⁱⁱ http://www.personal.barclays.co.uk/BRC1/jsp/brcontrol?site=pfs&task=articlesocial&value=8096&target=_self

^{iv} CSV REPORTS ON CITIZENSHIP THROUGH PARTICIPATION AND RESPONSIBLE ACTION
SEPTEMBER 2005 CSV REPORTS 18

(2) 高等教育機関におけるボランティア活動促進

大学では、学生組織がボランティアの中間支援組織(例:チャリティ団体である「学生コミュニティ活動発展ユニット」)などと協働して活動を推進しているケース、学生の地域での活動を単位として認めたり奨学金を支払うケース、大学の教育プログラムとボランティア活動を結びつけるケースなどがあるⁱ。

個別の大学での取り組みもあるが、政府も高等教育におけるボランティア活動を支援している。2002年には、政府は「高等教育コミュニティアクション基金ⁱⁱ」を立ち上げ、学生にボランティア活動を紹介・コーディネートするための有給職員の増加に2700万£(約51億円、1£=190円換算)の予算を投入し、2004年までに学生と大学職員のために新たに13,600件のボランティアの機会を提供することを目標としたⁱⁱⁱ。

この背景には、学生あるいは大学が主体となってボランティア活動を行ってきた長い歴史がある。高等教育の学生がボランティアに携わることの歴史は短く見積もっても19世紀に遡る^{iv}。当時の大学が中心市街地の貧困地域を支援するミッションを立ち上げ、学生たちはそこでボランティア活動を行った。現在の「イングランド学生ボランティア」の組織が事務所として利用している建物は、19世紀にオックスフォード大学の学生がロンドン東部でボランティア活動を行っていたときに寝泊りしていた建物である。

1960~70年代に各地で「学生コミュニティアクショングループ^v」の運動が起こり、学生たちが地域のコミュニティでの意思決定に参加していった。その後、学生コミュニティアクショングループの全国委員会^{vi}が中心となってロンドンで1981年に「学生コミュニティ活動発展ユニット(SCADU)^{vii}」が組織され、人種差別との闘いから知的障害者の支援まで幅広い分野におけるイベントや情報提供を行い、1983年には登録チャリティ団体となった。

SCADUは1995年に全国学生コミュニティボランティアセンター^{viii}と改称され、地域のグループを全国的に組織するために、1996年には「学生コミュニティアクション誌^{ix}」を発刊した。その後、2000年に「UK学生ボランティア^x」と改称され、2001年には初めての「学生コミュニティアクションウィーク^{xi}」を開催した。アクションウィークはその後、毎年2月に開催されている。地方分権改革によって、2003年に「イングランド学生ボランティア」となった。

ⁱ 佐々木正道 編『大学生とボランティアに関する実証的研究』ミネルヴァ書房、2003年 p432

ⁱⁱ Higher Education Action Community Fund (HEACF),

ⁱⁱⁱ <http://www.imperial.ac.uk/P3906.htm>

^{iv} <http://www.studentvol.org.uk/aboutus/history.htm>

^v Student Community Action (SCA) groups

^{vi} SCA National Committee (SCANC)

^{vii} Student Community Action Development Unit (SCADU)

^{viii} National Centre for Student Volunteering in the Community

^{ix} Student Community Action Magazine [SCAM]

^x Student Volunteering UK

^{xi} Student Community Action Week

(3) 青少年を対象にしたミレニアム・ボランティア

1) 制度概要

1997年に労働党が掲げた公約に基づき、1999年1月にミレニアム・ボランティアプログラムが開始されたⁱ。管轄は教育技能省であるⁱⁱ。ミレニアムという名称だが、継続的に実施されており、2007年に2006年のミレニアム・ボランティア賞の受賞者表彰などが行われているⁱⁱⁱ。ただし2007年4月1日より、イングランドについてはプログラムの管理運営はチャリティ団体である「V」という団体に委託される。また、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドもそれぞれ団体に運営が委託されている。

当プログラムの目的は、青少年に身近な社会への貢献を通じて経験と技能を身につけさせ、よりよい社会生活や職業生活を切り開いていけるように、ボランティア活動への参加を促進することである。青少年に対し、自身の人間的な成長とともに地域社会に貢献するような、自分にとって興味のあるボランティア活動に取り組むことが奨励されている。

ミレニアム・ボランティアの参加対象は16から24歳の若者である。年間100時間のボランティア活動をした青少年には、証明書(MV Certificate of Achievement)が発行される。年間200時間のボランティア活動を行うと、教育技能大臣の署名入り優秀証明書であるミレニアム・ボランティア賞(MV Award of Excellence)が与えられ、進学や就職の際の履歴に記入することができる。

政府は、ミレニアム・ボランティア担当(MV unit)を窓口にして、青少年に具体的なボランティア活動プログラムを企画・提供できるボランティア団体に補助金を交付している。ミレニアム・ボランティアの参加を希望する青少年は、政府と契約を結んだ受入れボランティア団体をたずねて、その職員らと話し合いながら計画を立てて、ボランティア活動をする。その活動は、高齢者の施設で高齢者の話し相手になる活動から、ボランティア団体にパソコンを使って書類をつくる仕事を手伝うなどの活動まで様々である。

2) ボランティア団体との契約までの流れ

教育技能省のミレニアム・ボランティア担当部署(MV unit)と受入れボランティア団体は、ミレニアム・ボランティアの運営委託契約を結んでいたが、2007年は、新規プログラムの契約は受け付けておらず、すでに契約済みのプログラムが継続的に実施されている状態である^{iv}。かつては、委託契約においては、申請書に受入れるボランティアの数を明記し、それに応じた金額の補助金を設定していた。ミレニアム・ボランティアのプロジェクトの運営委託にあたっては、登録チャリティ団体である必要はなく、受入れ団体に対する要件は特に設けてはいなかった。委託先の審査過程では、その団体のこれまでの活動実績や、申請のあったプロジェクトの実現可能性や有効性について審査をしていた。

ⁱ 日本総研『社会奉仕活動の指導・実施方法に関する調査研究報告書』(2001/9) p101-106

ⁱⁱ <http://www.csv.org.uk/News/Press+Releases/Press+Releases+Millenium+Volunteer+Awards.htm>

ⁱⁱⁱ <http://www.vinspired.com/vbuzz/library/infoarticle/53/>

^{iv} <http://www.wearev.com/mv/mvproviderfaqindex.php>

3) ミレニアム・ボランティア賞

1年間に200時間のボランティア活動を達成した青少年は、パーソナル・プロフィールという書式に、自分のボランティア活動の内容、自分にとってどのような成果があったか、コミュニティに対してどのような貢献ができたかなどについて記入する。パーソナルプロフィールは、受入れボランティア団体を通してMV unitに提出される。ミレニアム・ボランティア賞には教育技能大臣の署名がある。また、その前の中間段階として100時間修了者にも認証を出す。それは大臣からではなくMV unitから発行する。

4) プログラムの実施状況

イングランドでは、1999年の開始から2006年時点までに25万人に対して、180以上のプロジェクトを提供したⁱ。また2007年現在で、地域のボランティア組織、学校などで114のミレニアム・ボランティアプロジェクトが実施されているⁱⁱ。

ミレニアム・ボランティアの予算は、最初の4年間(開始前の1998年も含め)約4065万£、2002年度が約1630万£であったⁱⁱⁱ。

図表 3-2-32 ミレニアム・ボランティアの予算額

	イングランド	北アイルランド	スコットランド	ウェールズ
1998-2002年予算	£ 36,611,000	£ 780,000(1999年開始)	£ 2,195,000	£ 1,063,000
2002-2003年予算	£ 15,000,000	£ 300,000	£ 695,000	£ 300,000
2003-2004年予算	£ 15,000,000	£ 300,000	不明	不明

(資料) Institute for Volunteering Research UK-Wide Evaluation of the Millennium Volunteers Programme

図表 3-2-33 ミレニアム・ボランティア(MV)の活動開始人数と受賞者数(2002年3月末日まで分)

	イングランド	北アイルランド	スコットランド	イングランド	イギリス全体
受賞総数	11,574	560	519	416	13,069
MV活動開始者数	53,768	992	2,584	2,488	59,832

(注)2002年3月31日までの数字

(資料) Institute for Volunteering Research UK-Wide Evaluation of the Millennium Volunteers Programme

ⁱ <http://www.csv.org.uk/News/Press+Releases/Press+Releases+Millenium+Volunteer+Awards.htm>

ⁱⁱ <http://www.wearev.com/mv/index.php>

ⁱⁱⁱ Institute for Volunteering Research UK-Wide Evaluation of the Millennium Volunteers Programme
2002年7月、p2

図表 3-2-34 ミレニアム・ボランティアの男女別登録者数

	男性	女性	データベース登録上の MV 活動者
イングランド	38%	62%	41,280 人
スコットランド	34%	66%	2,433 人
ウェールズ	33%	67%	2,297 人
北アイルランド	34%	66%	992 人
イギリス全体平均	35%	65%	47,002 人

2001 年 12 月末時点

図表 3-2-35 ミレニアム・ボランティアの年齢別登録者数

	18 歳以下	19～21 歳	22 歳以上	データベース登録上の MV 活動者
イングランド	46%	32%	23%	52,577 人
スコットランド	62%	23%	15%	2,441 人
ウェールズ	37%	31%	33%	2,297 人
北アイルランド	48%	27%	25%	992 人
イギリス全体平均	48%	28%	24%	58,307 人

イングランドは 2002 年 2 月時点、その他は 2001 年 12 月末時点

図表 3-2-36 ミレニアム・ボランティアの就学・就業状況別登録者数

	イングランド	スコットランド	ウェールズ	北アイルランド	イギリス平均
初等・中等教育の学生	21%	62%	25%	32%	64%
高等教育(HE)の学生	16%		26%	14%	
継続教育(FE)の学生	31%		17%	10%	
その他の学生等	3%	3%	4%	5%	4%
被雇用者	11%	20%	17%	28%	19%
雇用主	13%	15%	8%	11%	12%
その他	4%	0%	3%	0%	2%
データベース登録上の MV 活動者	41,280 人	2,433 人	2,298 人	992 人	

2001 年 12 月末時点

図表 3-2-37 ミレニアム・ボランティア登録者のそれまでのボランティア経験の有無

	ボランティア経験あり	ボランティア経験なし	データベース登録上の MV 活動者
イングランド	41%	59%	41,280 人
ウェールズ	59%	41%	2,298 人
北アイルランド	58%	42%	992 人
上記平均	53%	47%	

スコットランドはデータなし

(資料) Institute for Volunteering Research UK-Wide Evaluation of the Millennium Volunteers Programme

5) ミレニアム・ボランティア制度への評価

教育技能省の委託調査で、ボランティア活動研究所という第三者機関がミレニアム・ボランティア制度に対する評価報告書を2002年7月に発行しているⁱ。

ミレニアム・ボランティアでは、若者自身が自分のこととして参加する(ownership)ことを重視しており、参加者の74%はボランティア活動の計画づくりなどに携わることができたとのことである。また受け入れ団体では、それまでにボランティア経験のあった若者と、経験のない若者を等しく扱っている。またプログラムは参加した若者の個人的成長に寄与しており、参加者の84%が自分に自信がついた、80%が他人のニーズに気づくようになった、65%が自分の雇用適性が高まったと回答しているⁱⁱ。

図表 3-2-38 ミレニアム・ボランティアの現在のウェブサイト



ⁱ Institute for Volunteering Research UK-Wide Evaluation of the Millennium Volunteers Programme
2002年7月、p2

ⁱⁱ Institute for Volunteering Research Research Brief No.357 2002年7月

6) 参考:学校におけるアクティブ・シチズン パイロットプログラム

教育技能省では、2001年に、3年間のパイロットプログラムである Active Citizens in School を開始したⁱ。ミレニアム・ボランティアのモデルを活用して、対象年齢を11歳から15歳の低年齢層に拡大したものである。パイロットプログラムは Changemakers と ContinYou という2つのチャリティ団体との協力により28の学校で実施された。Changemakers が対象としたのはケンブリッジシャー地方の18の学校の7年生～11年生(12歳～16歳)であり、ContinYou が対象としたのは、ブレント・ブラッドフォード・メッドウェイ・スタッフォードシャー・ヨーク地方の10の学校の7～9年生(12～14歳)である。目標とする2,930人を大きく上回る5,398人の生徒がプログラムに参加し、ボランティア活動に従事した。25時間以上と50時間以上従事した生徒に対して賞を授与した。参加者全体の47%はこれまでにボランティア活動に従事したことのない児童であり、全体の69%は学校におけるアクティブ・シチズンのプログラムが終わってからもボランティア活動を続けたいと感じている。

(4) 寄付キャンペーン(2001-2004年)

1990年代に個人のボランティア団体への寄付が減少しているという報告がなされる中、ブレア首相の下のブラウン蔵相が、2000年にチャリティ団体への寄付税制を緩和するための施策パッケージである「Getting Britain Giving」を発表、国民への寄付を呼びかけたⁱⁱ。これを受けて、2000年秋にチャリティエイド財団(CAF)とボランティア組織全国委員会(NCVO)が内国歳入庁と共同でギヴィング・キャンペーンを立ち上げ、全国レベルでチャリティへの寄付やボランティアの労働提供などを呼びかけた。実際のキャンペーンは2001年7月19日に開始し、2004年6月30日に終了した^{iii,iv}。ギヴィング・キャンペーンの理念は「一人ひとりが他の人の生活の質を向上させるために時間とお金を自然に提供できる社会における寄付の文化」を促進することであった。

頻繁に寄付をする人の割合が2001年8月時点の18%から、2004年4月時点で25%まで増加したこと、ギフト・エイドの利用者が2001年7月時点の20%から、2003年1月時点では31.2%に増加したこと、給料天引き寄付が2000年1月の5,500万£から2002年3月時点では8,600万£に増加したこと、個人寄付の総額は、2000年の67億6千万£から、2002年には73億£に増加したことなどに、ギヴィング・キャンペーンも寄与していると評価されている。

ⁱ Angela Ellis “Active Citizens in Schools: Evaluation of the DfES Pilot Programme” 2005年
www.dfes.gov.uk/research/data/uploadfiles/RR620.pdf

ⁱⁱ 目加田説子『NGOセクターに関する6ヵ国比較研究』2004年3月16日 経済産業研究所 p79

ⁱⁱⁱ CAMPAIGN REVIEW The Giving Campaign 2001-2004

^{iv} CAF “UKgiving 2005/06 Results of the 2005/06 survey of individual charitable giving in the UK” p37

(5) ラッセル委員会のフレームワーク

2004年5月に、若者のボランティア活動促進のための全国的な新たなフレームワークを検討するために、内務大臣と大蔵大臣によって、ラッセル委員会(Russell Commission)を立ち上げたⁱ。新たなフレームワークによって、

- ① 若者が地域コミュニティで活動的な貢献をして、自分のスキルを向上させる
- ② コミュニティやボランティア組織の能力が向上する
- ③ 社会全体が統合し、スキル開発によって国の国際競争力が向上する

というメリットをもたらすと期待されている。ラッセル委員会では、16歳から25歳の若者をターゲットとして計画を策定している。

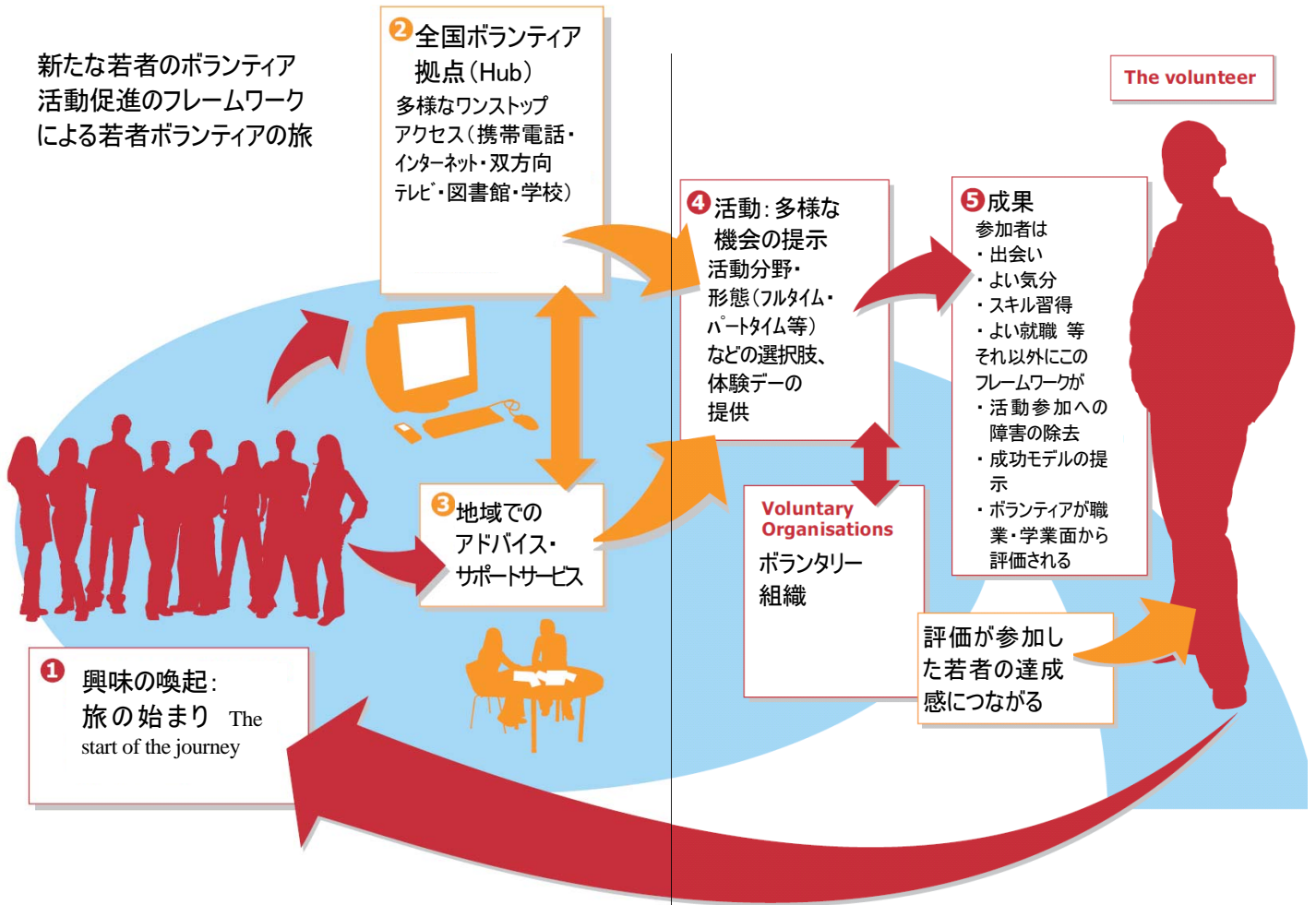
フレームワークの計画は3つのステージを想定している。第一段階は、若者の関心を引くことである。広告宣伝キャンペーンを行うとともに、使いやすい多様なアクセス窓口を設ける。第二段階はボランティア活動への支援である。活動前の研修の提供や、安心して参加できるようにボランティア活動プログラムに何らかの質の保証・認証をすること、参加後のフィードバックの仕組みによる質の向上などが含まれる。第三段階は成果の最大化である。インセンティブを高めるために、当該プログラムがスキル向上、教育との連携、雇用適性を高めることに効果があるといった質の認証を行うこと、柔軟な仕組みにすること、ボランティア活動参加への報奨として商品やサービス購入の割引が受けられることなどが検討されている。

そして、新たなフレームワークによる「若者ボランティアの旅」というフロー図を提示している。まず、若者の関心をひき、次に若者が携帯電話・インターネット・双方向テレビ・学校・図書館など、アクセスが容易な媒体を利用したボランティア拠点へコンタクトしたり、地域でのアドバイス・サポートサービスを受けたりする。そこで、多様な活動分野や参加形態を提示する。活動分野や、既存の、例えばスポーツ、環境、動物愛護、政治などでもよいし、あるいはやりたいものがなければ自分でやりたいプログラムを立ち上げることもできる。また、フルタイム・パートタイムなどの多様な参加形態を選択肢として示すとともに、体験デーなど試しに活動内容の様子をみるなどの機会も提供する。

そしてその成果として、参加した若者は、新しい出会い、人の役に立っているということによる満足感や「よい気分」、スキルの就職、より良い就職へのチャンスの拡大などが期待できる。またこのフレームワークが、ボランティア活動参加に対する社会的・経済的障壁を低くしたり、ボランティア活動が職業面・学業面から評価されることにつながる。

ⁱ The Russell Commission on Youth Action And Engagement Consultation Document October 2004 p3

図表 3-2-39 新たなフレームワークによる「若者ボランティアの旅」



(資料) Russell Commission Youth Action And Engagement Consultation Document 2004 pp8-9

さらに、同報告書では具体的な数値目標として、短期・集中型のボランティア 30 万件、パートタイムのボランティア 8 万件、フルタイムのボランティア 1.2 万件を掲げている。

図表 3-2-40 若者のボランティア活動促進のための基盤整備の数値目標

<ul style="list-style-type: none"> ⊗ 年間目標 30 万件の短期・集中型のボランティアの機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ タスクフォースを立ち上げ、臨時の希望者に対応する ⊗ 年間目標 8 万件のパートタイムのボランティア機会の提供 [実現に向けた方法] <ul style="list-style-type: none"> ・ ミレニアム・ボランティアの改革・再ブランド化・拡大によって実現する ・ 既存のパートタイム・ボランティアと連携し、プロモーション・認証・評価・補助金などを通じて活性化する ・ インターネットや PC を活用した「バーチャル・ボランティア」を新たに創造する ・ 若者自身が主導する機会提供を尊重する
--

- ⊙ 年間目標 12,000 件のフルタイムのボランティア機会の提供
〔実現に向けた方法〕
 - ・ 交通費や最低生活費として 1 週間に約 60 万 英 鎊 の生活手当を提供する
 - ・ ボランティア活動のために自宅から離れて暮らす人のための住宅費の補助
 - ・ ボランティア活動を資格取得や Youth Achievement Award の受賞につなげたいと考えている人のための、教育係の配置
 - ・ パートタイムや短期ボランティアの募集や活動活性化を担う若いボランティアの育成

(資料) Russell Commission A National Framework for Youth Action and Engagement Executive Summary, 2005 pp15-16

(6) 能力強化「キャパシティ・ビルダーズ」

ボランティア&コミュニティセクターの団体の能力を強化するための、「チェンジ・アップ」プログラムを実施している団体が、「キャパシティ・ビルダーズ」である。同団体は、2005 年 3 月に内務大臣が設立を発表し、同年 4 月 3 日に設立されたⁱ。「チェンジ・アップ」プログラムの実施のために、2006 年度 と 2007 年度 について 7,000 万 英 鎊 の政府予算が計上されているⁱⁱ。

具体的には、ファイナンス、ガバナンス、情報技術の活用、パフォーマンスの向上、ボランティア・労働力の活用について、セクターの能力強化に向けた目標を掲げ、専門家による教育支援、補助金、優秀な団体の表彰 などを行っている。

(7) コミュニティ・チャンピオン基金

コミュニティ・チャンピオン基金(Community Champions Fund (CCF))は教育技能省がイングランドで実施している補助事業で、コミュニティに寄与する小規模プロジェクトに対して、最高 2,000 万 英 鎊 まで補助するものである。1999 年 4 月に開始し、毎年の予算枠は 3 百万 英 鎊 であるⁱⁱⁱ。平均補助額は 1,200 万 英 鎊 である。

(8) スポーツに飛び込め Step into Sport (SIS)

「スポーツに飛び込め(Step into Sport (SIS))」プログラムは、文化・メディア・スポーツ省と教育技能省が管轄するプログラムである。ターゲット層は 14 歳から 19 歳までの青少年で、学校において「スポーツ教育プログラム」を受講し、国家認定である「スポーツリーダー第 1 級」を取得し、小学生などの児童を対象に、スポーツを教えたりするボランティアである^{iv}。

2005-06 年度に、3,348 人分の青少年のスポーツボランティアの枠が用意されており、このうち 66%が実施されている。また、このプログラムをコーディネートするため、1,241 人のボランティアコーディネーターが配置されている。

ⁱ <http://www.capacitybuilders.org.uk/about/launch/default.asp>

ⁱⁱ <http://www.capacitybuilders.org.uk/about/who/default.asp>

ⁱⁱⁱ http://www.cumbriafoundation.org/applying_for_a_grant/community_champions.htm

^{iv} <http://www.sportengland.org/index/stepintosport.htm>

5. 民間による施策・事業

(1) ボランティア活動参加者への支援

1) CSV によるプログラム

a) 青少年対象のフルタイムボランティアⁱ

CSV では過去 10 年間に 11,427 人にフルタイムボランティアを紹介してきた。平均参加期間は 28 週間であり、延べ 319,525 週間に上る。CSV のプログラムによるフルタイムボランティアの活動分野は、知的障害・身体障害・複合障害の障害者関係が 75%、子どもや家族関係が 11% などとなっている。CSV のフルタイムボランティアの募集はイギリス国内だけでなく国際的に行っている。ボランティアの受け入れ団体は CSV に対して、ボランティアの募集・面接・マッチング・継続的なサポートにかかる費用として年間 £ 2,376 (約 50 万円) を支払う。また、受け入れ団体はボランティア参加者に対して、週 £ 30 (約 7 千円) の小遣いと、食事 (現物支給または週 £ 36.50 の食事代)、住宅を提供する。

フルタイムボランティア参加者 (2003～2004 年度) のうち約 6 割が 18～24 歳、約 3 割が 25～34 歳である。参加者の 8 割以上が「個人として成長した」「経験を積めた」「責任感が湧いた」「自信が強くなった」といったメリットを挙げている。また参加者の 47% がボランティア活動に参加することによって身体が健康になった、あるいは肥満が軽減され、2 年以上活動した人は 48% が落ち込むことが少なくなったと回答しており、健康の面からもボランティア活動参加のメリットが報告されているⁱⁱ。

b) パートタイムのボランティアⁱⁱⁱ

CSV がコーディネートしているパートタイムボランティアには、以下のようなものがある。

メンター Mentoring	人の話に耳を傾け、本人が自分の長所を発見するのを助ける
病院	精神障害者の構成プログラムを支援する
'GO' volunteering in London	週末のみのプログラム
時間提供 Lending Time	公立図書館でのボランティアなど
子どもの保護	「児童保護登録」されている家庭を訪問する
Allies	児童養護施設などにおいて親と接しない子どもの友達になる
メディア	ソーシャル・アクションのメディア事業でのボランティア

ⁱ CSV Reports on full-time volunteering SPRING 2005 CSV REPORTS No. 17

ⁱⁱ CSV Reports on full-time volunteering SPRING 2005 CSV REPORTS No. 17

ⁱⁱⁱ <http://www.csv.org.uk/Volunteer/Part-time/>

c) 参考: ボランティアホリデー制度ⁱ

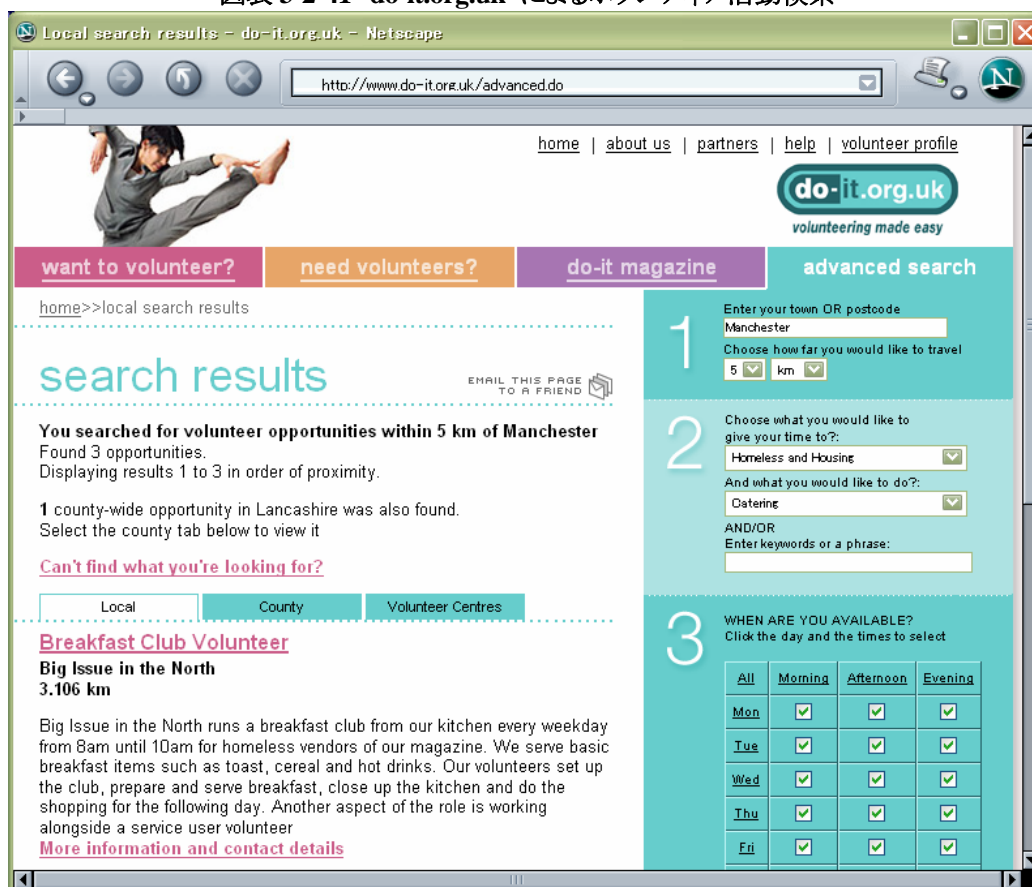
18 才から 35 才までの外国人が、4～12 ヶ月、週 40 時間程度のフルタイムボランティアを行うための「ボランティアビザ」があり、CSV がコーディネートしている。派遣先は高齢者施設、障害者施設、コミュニティーケア活動、ホームレス支援、障害児童の一時保育等、福祉分野である。

2) ボランティア検索サイト do-it.org.uk

ウェブサイト「do-it.org.uk」は、登録チャリティ団体である YouthNet が運営しているボランティア活動のデータベースである。2001 年に立ち上がったサイトで、全国データが掲載されている唯一のサイトである。現在、約 80 万件のデータが提供されている。これらの情報の多くは各地のボランティアセンターから収集したものだが、希望すれば団体自身がウェブサイトに情報をアップすることもできる。

検索の際は、活動を希望する地域、活動の分野(例: 高齢者・障害者の支援、動物愛護、環境保護、活動内容(事務、経理、直接業務など)、活動時間帯の条件を選ぶと、あてはまる活動をしているボランティア団体が表示される。例えば「月曜日の夕方にマンチェスターでホームレスに対して食事を配るサービス」という条件を設定すれば、それに合致したものが表示される。

図表 3-2-41 do-it.org.uk によるボランティア活動検索



ⁱ <http://www.page.sannet.ne.jp/uk-j/>

3) 各地のボランティアセンター

各地にボランティアセンター、ボランティアビューローなどと呼ばれる窓口がある。登録チャリティ団体であるボランティアリング・イングランドでは各地のボランティアセンターを紹介しているが、このサイトに登録されているだけでもロンドン市内 29 ヶ所、東地方 58 ヶ所、南東地方 76 ヶ所、南西地方 50 ヶ所、東ミッドランド地方 51 ヶ所、西ミッドランド地方 33 ヶ所、ヨークシャー&ハンバーサイド 25 ヶ所、北東地方 21 ヶ所、北西地方 34 ヶ所、合計 377 ヶ所に上る。これらのサイトの多くは、ボランティアリング・イングランドが運営あるいは提携しているものであるが、それ以外の団体による窓口や公的な窓口も掲載されているⁱ。

4) タイム・バンク Time Bank

2000 年に設立された登録チャリティ団体であり、ボランティア活動のコーディネイトをしている。これまでに 22 万人以上に対応してきた。同サイトに登録すると、情報が得られるほか、相談対応、中間のボランティアの交流などが可能になる。

5) 海外ボランタリーサービス Voluntary Service Overseas (VSO)

海外にボランティアを派遣する登録チャリティ団体であり、約 1,500 人を 34 ヶ国に送っている。参加者の対象年齢は 20 歳から 75 歳までであるが、平均年齢は 38 歳である。

VSO の 2005-2006 年度の収入は総額 3,930 万 £ であり、このうち 4 分の 3 近い 2,800 万 £ は国際開発省 (Department for International Development) からの補助金であり、730 万 £ が企業や財団などからの寄付、280 万 £ が個人からの寄付であるⁱⁱ。

紹介している活動は 3 つのタイプがある。

□ ボランティア・ジョブ Volunteer jobs

20 歳から 75 歳で、資格や経験のある専門家が対象である。派遣先で、同じ職種の教育訓練をしたり、アドバイスをすることが求められる。最長 2 年であり、生活手当・住宅・保険・飛行機代は支給される。同団体では、ボランティアの出発前は一人ひとりに合わせた研修・サポート・アドバイスを行っている。また、期間が終了して帰国した後の復帰のサポートも行っている。

□ スペシャリスト・アサイメント Specialist Assignment

2 週間から 6 ヶ月の短期プログラムで、上記のボランティア・ジョブよりもさらに、資格・経験・専門知識が求められる。

□ ユース・ボランティア Youth volunteering

18 歳から 25 歳が対象である。期間や内容別に以下の 4 つのプログラムがある。

○ グローバル・エクスチェンジ Global Xchange

6 ヶ月のチーム単位のプログラム

○ 発展のための若者 Youth for Development

ⁱ <http://www.volunteering.org.uk/Local+and+Regional/findoutaboutvolunteeringinyourarea.htm>

ⁱⁱ VSO Annual Review 2005-2006, p20

1年間の海外プログラム

○気づきと行動 **Awareness and Action**

政治的なキャンペーン、アドボカシーへの参加など

○世界中のチャレンジ **Challenge Worldwide**

マチュピチュ遺跡、ヒマラヤ、キリマンジャロ、万里の長城などへの10日間前後の旅行である。旅行費用をお金でも、あるいはVSOのための資金集め(fundraising)によっても支払うことができる。例えばキリマンジャロへの旅行の場合、前金£199だけで出発することができ、帰国後に£3,200を支払うか、代わりにVSOの資金集めに協力する。

6) シチズンシップ財団によるプログラムⁱ

シチズンシップ財団では、シチズンシップ教育の促進のための教材やプログラムを数多く提供している。

多様性と対話 (Diversity and Dialogue)	宗教の違いを超えた相互理解を促すプログラム。 2004年に始まったプログラムで、当初はセーブ・ザ・チルドレンが主催していた。開始当初の2年間は14~19歳を対象に、300人の若者に対して実施していた。現在は、シチズンシップ財団で、宗教関係団体と協力して実施している。
ギビング・ネーション (G-Nation)	学校のシチズンシップ教育の授業を支援するプログラム。 先生に対して、無料の資料を提供している。
ゴー・ギヴァーズ (Go-Givers)	中等教育の必修のシチズンシップ教育だけでなくより低年齢からの広い意味でのシチズンシップ教育とのタイアップを目指すプログラム。4~11歳を対象にしてチャリティの考え方や共感を育むプログラム。
フーパー講義 (Hooper Lecture)	法律への理解や関心を高めることを目的としたイベントで、毎年実施している。
シチズンシップ・マニフェスト (Citizenship Manifestos)	シチズンシップ宣言を作ることによって、中等教育におけるシチズンシップ教育の枠組みと首尾一貫性の構築を支援する。
結合 (Twinning)	法律専門家と学校を結びつけ、ワークショップを開催する。若者は法律やモラルについて学ぶ。
ユース・アクト (Youth Act!)	学校・若者クラブ・コミュニティにおいて何か変革を起こしたい若者を支援する。

ⁱ <http://www.citizenshipfoundation.org.uk/main/page.php?59>

7) ギャップイヤー(Gap Year)

a) 概要

ギャップイヤーは、特定の制度をあらわす言葉ではなく、幅広い概念を指すものである。主として、大学入学資格を得た青少年に、入学を1年遅らせて社会的な見聞を広めるための猶予期間が与えられるという習慣があるため、これを利用した「すき間の年」をボランティア活動・旅行・職業体験などに充てるものを指すⁱ。このギャップイヤーのアイデアは約30年前に、私立学校において出されたと言われており、かつてはギャップイヤーを利用する青少年は、裕福なイギリス南部の地域に集中していた。現在では全国的に広まるとともに、青少年がギャップイヤーを利用する目的も多様になっている。たとえば、「これまで勉強ばかりだったので休憩したい」「お金をためたい」「就職する際に有利にしたい」という理由もあるⁱⁱ。

一方で、大学など教育機関に籍を置く学生達が、学業からはなれて過ごす期間もギャップイヤーと呼ばれるⁱⁱⁱ。「イヤー」と呼ばれるが、必ずしも1年とは限らず、それより長いことも短いこともある。そこで、2004年に報告されたイギリス教育技能省の報告書の中では、「3ヵ月～24ヵ月の間で、個人が学校や職場を離れて、より長期的な視点でキャリアを捉えた活動に役立つ期間」と定義している^{iv}。

ギャップイヤーをとることは、スキルアップ、自信を深める、履歴書を厚くすることに役立つとして、政府も奨励している^v。

b) 利用者数

ギャップイヤーの定義が曖昧なため正確な人数は分からないものの、教育技能省の調査報告書によると、20～25万人と推測されている^{vi}。ギャップイヤーの利用者数は増えていると報告されているが、その一つの根拠となるデータが、大学入学延期者数である。1998年に大学に合格した学生のうち入学を1999年に延期したのは合格者全体の6.6%にあたる21,603人であった。この割合は増加傾向にあり、2005年の入学を2006年に延期した学生は合格者全体の7.7%にあたる31,059人であった。

ⁱ 日本総研『社会奉仕活動の指導・実施方法に関する調査研究報告書』(2001/9) p107-

ⁱⁱ http://www.direct.gov.uk/en/YoungPeople/Workandcareers/Workexperienceandvolunteering/DG_066213

ⁱⁱⁱ <http://www.britishcouncil.org/jp/japan-trenduk-archive-studentlife-breaking.htm>

^{iv} Andrew Jones *Review of Gap Year Provision Research Report RR555*, DfES Research Report, 2004年、p8
A gap year is therefore defined in this report as “any period of time between 3 and 24 months which an individual takes ‘out’ of formal education, training or the workplace, and where the time out sits in the context of a longer career trajectory

^v http://www.direct.gov.uk/en/YoungPeople/Workandcareers/Workexperienceandvolunteering/DG_066213

^{vi} Andrew Jones *Review of Gap Year Provision Research Report RR555*, DfES Research Report, 2004年、p11

図表 3-2-42 入学延期者数の推移

	入学延期者(人)	合格者(人)	合格者に占める割合
2005 年を 2006 年に延期	31,059	405,369	7.7%
2004 年を 2005 年に延期	28,435	377,544	7.5%
2003 年を 2004 年に延期	28,727	374,307	7.6%
2002 年を 2003 年に延期	29,139	368,115	7.9%
2001 年を 2002 年に延期	28,195	358,041	7.8%
2000 年を 2001 年に延期	24,449	339,747	7.2%
1999 年を 2000 年に延期	22,522	334,594	6.7%
1998 年を 1999 年に延期	21,603	329,788	6.6%

(資料) <http://www.ucas.com/figures/about/faq.html#q19>

c) 支援体制と活動内容

ギャップイヤーに参加するプログラムを紹介する団体や旅行の計画を支援する団体・企業が多数ある。その中で「イヤー・アウト・グループ」は、良く練られたギャップイヤープログラムを開発し、グッドプラクティスを促進し、若者とそのアドバイザーがその人にふさわしく実りあるプログラムを選択できるよう支援することを目的として、1998 年に登録されたチャリティ団体であるⁱ。ここには 38 団体が参加している。参加団体のプログラムの内容は下記の通りだが、第三者の役に立つような「ボランティア活動」のプログラムに限らず、体験型の旅行のようなものも含まれる。

図表 3-2-43 ギャップイヤープログラムの例 (抜粋)

団体名	活動内容
AFRICA & ASIA VENTURE	18～24 歳を対象に、アフリカ、メキシコ、タイ、ネパールなどでスポーツのコーチ、ウガンダで自然保護をするプログラムなどを提供している。
AFRICAN CONSERVATION EXPERIENCE	南部アフリカの自然保護区での自然保護・調査プロジェクトに参加する。サイ・ゾウの捕獲、追跡記録、獣医師の手伝い、動物の数の把握などで、乗馬にて実施するものもある。中にはイルカ・クジラのプログラムもある。
ART HISTORY ABROAD	イタリアのヴェニス・フィレンツェ・ローマの美術巡りをする。
BLUE VENTURES EXPEDITIONS	マダガスカルなどで自然保護、教育、調査を行う。漁業組合と共に海に潜って自然保護活動をしたり、子どもに英語を教えたりする。
CAMP AMERICA	アメリカで行われるサマーキャンプで 9 週間子どもの世話をする。
CESALANGUAGES ABROAD	欧州、南米、日本、ロシアなどの語学学校に 2～24 週間の短期留学をする。
CORALCAY CONSERVATION	サンゴ礁や熱帯雨林でのエコツーリズム。
CSV (COMMUNITY SERVICE VOLUNTEERS)	自宅から離れた土地で、住宅・食事・週 31 ㄩの小遣いのある 4～12 ヶ月のプログラムを提供する。

ⁱ http://www.yearoutgroup.org/about_yog.htm

団体名	活動内容
FLYING FISH	ダイビング、サーフィン、ウィンドサーフィン、スキー、スノーボードに関する研修、職場を世界中で提供する。
FRONTIER CONSERVATION	カンボジア、マダガスカル、ニカラグア、タンザニア、フィジーでのサンゴ礁や熱帯雨林などの自然保護、子どもへの英語教育を提供する。
GAPACTIVITY PROJECTS	1972年に設立された歴史あるチャリティ団体で、30カ国以上で毎年約1,750人が参加している。活動国での外国語のサポートも提供している。
GLOBAL VISION INTERNATIONAL	アフリカ・メキシコ・セシエルでの海洋自然保護、南米やアジアでのコミュニティプロジェクトなど30カ国で自然保護・人道支援プログラムを提供。
GREENFORCE	熱帯雨林のある国々での自然保護等のプログラムを提供。
OYSTER WORLDWIDE	ブラジル、ネパール、ルーマニア、タンザニアでの英語教育などを提供。
PEAK LEADERS	スイスなどでのスキー、スノーボードのインストラクター養成コース。
PERSONAL OVERSEAS DEVELOPMENT (PoD)	2週間～6ヵ月間、タイ、タンザニア、ペルー、オーストラリアなどで、英語教育、児童養護施設・高齢者施設・サマーキャンプでのボランティア、自然保護、犬猫ケアセンターでのボランティアなどがある。
PROJECT TRUST	英語教育、課外活動の支援、児童養護施設でのボランティア、医療関連、ジャーナリズムなどの12ヵ月のプログラムを25カ国で提供。
QUEST	南米とアフリカでのアドベンチャー的なプログラムに特化している。障害児をリオのカーニバルに連れて行ったり、モザンビークでダイビングをするなど。
RALEIGH INTERNATIONAL	個人としての成長を目的としたプログラムで、ボルネオ島、チリ、ガーナ、ナミビア、コスタリカ、ニカラグアなどでのコミュニティプロジェクトに参加し、チームワーク、リーダーシップなどを身につける。
ST JAMES'S & LUCIE CLAYTON COLLEGE	PCの操作、文章の書き方、マーケティングの基礎、応急処置、タイピングなど、大学や職場で不可欠なスキルを身につけるコースを提供する。
TANTE MARIE	料理の技能を身につけられるプログラムを提供。
TEACHING & PROJECTS ABROAD	毎年3,000人以上にオーダーメイド型のプログラムを提供。教育、ケア、自然保護、考古学、スポーツ、医療、報道、ビジネス、法律など多岐にわたる。
THE YEAR IN INDUSTRY	平均£8,000～£12,000の報酬を受けて企業で働くプログラム。
WIND SAND & STARS	シナイ山地域での、遊牧民とのコミュニティプロジェクトを含む体験型旅行。
YEAR OUT DRAMA	演劇を学ぶプログラム。

上記のようなエージェント団体では、相談やアドバイス、事前の説明会や研修、外国での外国語のサポート、出国前から帰国までの手続きの代行などを提供しているため、多くの青少年がエージェント団体を利用している。

(2) ボランティア活動団体への支援

a) 民間助成団体によるボランティア活動団体への支援

イギリスの上位 500 の助成財団による助成額は、2004-05 年度で 27 億 2,800 万 £ に上る。助成の分野は、福祉・医療が多く、次いで教育の順である。

図表 3-2-44 上位 500 の助成財団の財政動向 (単位:100 万 £)

会計年度	上位 500 財団の収入	上位 500 財団の助成総額	上位 500 財団の資産総額
1994/95	915	746	13,222
1996/97	1,017	1,470	20,108
2001/02	2,837	2,045	29,492
2002/03	3,435	2,197	27,023
2003/04	3,907	2,694	29,753
2004/05	4,526	2,728	33,347

(資料) ACF&CAF Grantmaking by UK trusts and charities 2007 年 1 月、Charity Trends 2006

図表 3-2-45 助成財団の目的別配分状況

分野		構成比%	推定助成額 (100 万 £)
福祉	Social Care	18	489
保健医療	Health	17	452
教育	Education	10	273
芸術・文化	Arts and Culture	8	230
環境	Environment	6	166
国際	International	5	150
宗教	Faith-based	5	134
その他・一般	Other/general	31	836
総額	Grand Total	100	2,728

(資料) ACF&CAF Grantmaking by UK trusts and charities 2007 年 1 月、Charity Trends 2006

【大規模財団の動向】

コミュニティ基金は宝くじの収益の一部を助成する財団で、最も大きい財団である。1993 年の公営宝くじ法で宝くじの収益の 28% を公益のために使用することが定められたが、この一部をチャリティとボランティア団体に助成するための財団がコミュニティ基金である。コミュニティ基金では設立から 2003 年までに約 54,000 の団体にに対し 24 億 £ を助成してきたⁱ。

チャリティエイド財団(CAF)は、約 80 年の歴史を持つ団体で、2001-02 年度の助成額は 1 億 5,500 万 £ であった。この中で、CAF では 2001 年からチャリティ団体の運営強化が重要であるという観点から、年収 150 万 £ 以下 (中でも年収 5 万 £ 以下を優先) の団体に対して、トレーニング費用を助成しているⁱⁱ。

ⁱ 中央協働募金会 『第 2 次 日米英民間財源比較調査研究報告書』(2003/12) p26

ⁱⁱ 中央協働募金会 『第 2 次 日米英民間財源比較調査研究報告書』(2003/12) p32

b) 中間組織(Intermediary)による支援

イギリスではボランティア活動の促進や、ボランティア組織の能力強化や運営支援、財源確保などの機能を果たす、多くの仲介組織が存在する。これらの組織は、新しい社会ニーズに対応する活動の開発、ボランティア活動団体間の連絡・調整、意見表明の代表・仲介といった機能も備えている。仲介組織の重要性の認識は、1969年に公表されたエイブス(G.M.Aves)の報告書において「ボランティアの活動人員の補充・訓練等の機能を持つボランティア・ビューローの設置が全国的に広がる必要性」が説かれたことに始まる。1990年代には、バーミンガム大学のディーキン教授が中心になって「ボランティア・セクターの今後」というレポートがまとめられ、仲介組織は、政策担当者に団体の意見を伝える、ボランティア団体相互や他のセクターとの連絡、ボランティア活動団体のイメージ向上、新設団体・資金不足の団体の支援、新しい需要や適切な資源の見極め、基準を設定するためのモデル、といった機能が重要であるとされたⁱ。

以下では、仲介組織の代表例として、全国ボランティア団体協議会、チャリティエイド財団を紹介する。

■ 全国ボランティア団体協議会 (National Council for Voluntary Organization, NCVO)

全国ボランティア団体協議会は1919年に「全国社会サービス委員会 (National Council of Social Services)」という名称で始まった。当時、ボランティア組織をまとめ上げ、政府との関係を気づいていくことが必要であった。ボランティアセクターで働いていた Edward Vivian Birchall の遺言により、その遺産の1,000£をもとに、協議会が立ち上げられた。

全国ボランティア団体協議会は、ボランティア/コミュニティセクターをサポートし、当セクターを代表する声になることをミッションとしている。具体的には、ロビイスト活動、キャンペーンの実施、ボランティア組織への支援やアドバイスなどを提供しているⁱⁱ。

2007年3月に会員数は5,000団体に達した。会員団体は収入によって会費が異なり、年収1万£未満の団体で最小限の情報提供を受けるだけであれば会費は無料だが、年収5万£を超える団体、あるいは年収は少なくともフルサポートを受けたい団体は年収に応じて£89~の会費となっている。さらに、100万£以上の収入がありNCVOからのカスタマイズされたフルサポートを受ける場合は会費が1,000£を超えるⁱⁱⁱ。

■ チャリティエイド財団 (Charities Aid Foundation, CAF)

1924年に、現在の全国ボランティア団体協議会の前身である「全国社会サービス委員会」がチャリティ団体への効果的な寄付を促進するためにチャリティ担当部署を設置したのが、現在のチャリティエイド財団の起源である。当時は福祉国家としてまだ初期であり、多くの人にとってチャリティ団体が唯一のセーフティ・ネットであった。1959年に、チャリティ担当部署が「チャリティエ

ⁱ 社会福祉・医療事業団『平成11年度 海外のボランティア活動に関する調査研究』p104

ⁱⁱ <http://www.ncvo-vol.org.uk/about/>

ⁱⁱⁱ <http://www.ncvo-vol.org.uk/membership/index.asp?id=1580>

ド財団」と改称された。1986年には、CafCashという制度を設けた。これは、チャリティ団体のみが開設できる口座で、他の銀行よりも有利な金利で運用している。1994年には CharityCard というデビットカードを作った。4,000 のチャリティ団体が寄付先として登録されており、カード会員は手軽に寄付をすることができる。2000年には、内国歳入庁とチャリティ委員会との10年間の調整が実り、イギリスで初めての非営利銀行である「チャリティ銀行 Charity Bank」を設立した。

また1992年に米国、93年にロシア、95年にブルガリア、96年にベルギー、99年に南アフリカとインド、99年にオーストラリアで、姉妹財団を設立している。

6. ボランティア活動の振興のための社会的基盤整備

(1) 参加者を対象とした振興策

1) 参加保障

a) 保険

ボランティア団体の有給職員に対しては保険加入義務があるが、ボランティアについても、有給職員に同等ではなくとも、それに準じた権利と社会的地位がある。チャリティ委員会の「チャリティと保険に関する第49号文書」(2007年2月版)によると、研修や監督、労働安全衛生法等に定められた雇用主としての義務は、有給職員に対してだけでなくボランティアに対しても実施することが重要であるとされる。ボランティア団体は、ボランティアに対しても有給職員と同じように必要な保険に加入させるべきだとされている(advised to regard volunteers as being employees for insurance purposes)ⁱⁱ。

これらを受けて、ボランティア団体は、ボランティアが事故をおこした場合や、相手の高齢者や児童を誤って怪我をさせてしまった場合などに備えて、各自で必要性を判断して保険に加入していることが多い。一般企業が雇用者として加入している損害保険と同様のものであるが、ボランティア団体の場合、その公益性が考慮され保険料を安価に設定している保険会社もあるⁱⁱⁱ。

例えばAON保険会社では、ボランティア活動者向けの Charity Assured scheme という保険商品を開発しており、8,000団体を顧客に持っている^{iv}。チューリッヒ保険でも、100年以上にわたってボランティア団体向けに、有給職員、ボランティア活動者、資産、車両保険等を提供している^v。またACE保険会社では、スカウト協議会を通じて、ボーイスカウト・ガールスカウトの旅行のための短期保険を提供している^{vi}。70の青少年活動団体を束ねているチャリティ団体である Young

ⁱ <http://www.charitycommission.gov.uk/publications/cc49.asp>

ⁱⁱ <http://www.charitycommission.gov.uk/publications/cc49.asp#26>

ⁱⁱⁱ 日本総研『社会奉仕活動の指導・実施方法に関する調査研究報告書』(2001/9) p121

^{iv} <http://www.aon.com/uk/en/about/busi/sme/charities/Charityassured/default.jsp>

^v <http://www.zurich.co.uk/home/forpublicsector/Charities/Charities.htm>

^{vi} <http://www.scoutbase.org.uk/hq/insurance/>

People First では、年間 60 ￡ の安価な保険を提供しているⁱ。

b) 犯罪履歴

児童や虚弱な成人(障害者等)を対象に仕事やボランティア活動をする人に対して、企業やボランティア団体は、1974 年の犯罪者更正法(The Rehabilitation of Offenders Act (ROA) 1974)に基づき、犯罪記録照会(criminal record bureau disclosure (CRB))を行うことが義務付けられているⁱⁱ。一般企業の雇用者が新しく採用する従業員について犯罪記録の証明書を手にするには、証明書の発行手数料が必要であるが、ボランティア団体が職員やボランティアの犯罪記録を確認する場合は無料となっている。

c) ボランティア休暇

企業で従業員のボランティア活動を奨励している企業も多くある。企業の社会的責任(CSR)の一環として、法人として社会貢献すると同時に、社員個人がボランティア活動に参加するのをバックアップする動きである。内務省は、雇用主に支援されたボランティアスキーム(Employer support volunteer scheme(ESV))を奨励して、チェックリストや優良事例の紹介などを行っているⁱⁱⁱ。また、内務省では、年に有給休暇の5日間をボランティアのために使うことを認めているが、特に「ボランティア休暇」という名前はついておらず、産休などと同じように特別休暇(スペシャル・リーブ)と呼ばれている場合が多い。2000年のはじめにブレア首相が提唱した「5つのチャレンジ」のうちの1つは、雇用者に対して、従業員にボランティア活動のために使える日を年に1日に与えようという、呼びかけであった^{iv}。

d) 参考:ボランティアビザ

2003年11月以降、イギリスで6ヵ月以上のボランティア活動をする人は日本のイギリス大使館でボランティアビザ(正式名称 エントリー・クリアランス)を申請する。ボランティア受け入れ・コーディネイト団体から、活動内容を証明するレターを大使館宛に送ってもらって申請する。期間は1年であり、延長は認められない^v。

図表 3-2-46 ボランティアビザ(正式名称 エントリー・クリアランス)カード



(資料) CEC Japan Network 文化教育交流会 <http://boat.zero.ad.jp/cec/infovol.htm>

ⁱ Katharine Gaskin *Risk Toolkit-How to take care of risk in volunteering- A guide for organizations* The Institute for Volunteering Research and Volunteering England, p58

ⁱⁱ <http://www.crb.gov.uk/Default.aspx?page=310>

ⁱⁱⁱ <http://specials.homeoffice.gov.uk/Good-practice/employer-support/establishing-employer-support/meeting-employers/>

^{iv} 日本総研『社会奉仕活動の指導・実施方法に関する調査研究報告書』(2001/9) p122

^v <http://boat.zero.ad.jp/cec/infovol.htm>

2) 表彰制度

ボランティア活動から得られる経験の重要性は社会的に評価されており、ボランティア活動の推進という意味からも、様々な賞や表彰が行われているⁱ。また、こうした表彰を受けたことやボランティア活動の経歴が、大学などの高等教育機関への入学や企業への就職の際に、成績や推薦状のほかの材料として重要視されることが多い。以下に、いくつかの賞を紹介する。

■ ミレニアム・ボランティア賞 . Millennium Volunteer Award

100 時間のボランティア活動への従事によって、教育技能大臣の署名の入った賞が授与される。しかし目標は 200 時間であり、国務大臣の署名が入った「優秀賞 (Award of Excellence)」が授与される。これまでに 40,000 人以上が優秀賞を受賞しているⁱⁱ。受賞希望者は、インターネットで名前や活動内容、感想などを登録して申請する。

■ 2005 ボランティア年賞ⁱⁱⁱ . Year of the Volunteer 2005 Awards

内閣府・CSV・ボランティア・イングランドが中心となって、2005 年をボランティア年と定めキャンペーンを行っていたが、同年の終了に伴い、参加、インパクト、イノベーション、インスピレーション、パートナーシップの 5 つの分野ですぐれた活動をした 5 人が表彰された。

■ フィリップ・ローレンス賞 . Philips Lawrence Award

1997 年に内務大臣が創設した賞で、不良グループにからまれていた生徒を助けようと間に入って高校前で刺殺された高校教員フィリップ・ローレンスを記念している。彼は、若者たちは思いやり、寛大さ、ビジョンに基づいたよい行動が取ることができると信じていた^{iv}。表彰対象は 11 歳から 20 歳の若者のグループであり、1997 年から 2006 年までに 95 のグループが受賞した。

■ エジンバラ公爵賞 . The Duke of Edinburgh's Awards

1956 年にエジンバラ公が創設した賞で、14 歳から 25 歳が対象である^v。これは、若者にとって自己研鑽が、楽しくチャレンジングで報われるものとなるように願って創設された^{vi}。16 歳以上の金賞、15 歳以上の銀賞、14 歳以上の銅賞の 3 段階があり、サービス活動・スキル活動・レクリエーション活動・探検の 4 種類の活動がある^{vii}。サービスはコミュニティの人々を助ける活動、スキルは趣味・技能の向上などの活動、レクリエーションはスポーツ・ダンス・フィットネス、探検は徒歩・乗馬・ボート・自転車などでの旅を計画し、実行する活動である。

ⁱ 日本総研 『社会奉仕活動の指導・実施方法に関する調査研究報告書』(2001/9) p120

ⁱⁱ <http://dev.mvonline.gov.uk/index.cfm?contentID=3>

ⁱⁱⁱ <http://www.csv.org.uk/Campaigns/Year+of+the+Volunteer+2005/Year+of+the+Volunteer+2005.htm>

^{iv} <http://www.4children.org.uk/pla/>

^v <http://www.theaward.org/Adults/>

^{vi} <http://www.theaward.org/participants/index.php?ids=46,1455&id=160>

^{vii} <http://www.theaward.org/press/index.php?ids=46&id=67>

金賞を受賞するには、サービス活動を12ヵ月、またはスキル活動12ヵ月＋レクリエーション活動6ヵ月の組み合わせ、またはスキル活動6ヵ月＋レクリエーション活動12ヵ月の組み合わせ、または3泊4日以上での体験が必要である。金賞には4部門に加えて、「滞在型」という部門もあり、4泊5日以上での泊まりがけの活動が対象である。

銀賞の場合は、サービス活動6ヵ月、スキル6ヵ月＋レクリエーション3ヵ月の組み合わせ、スキル3ヵ月＋レクリエーション6ヵ月の組み合わせ、2泊3日以上での探検である。銅賞は、サービス・スキル・レクリエーションでは3ヵ月以上の活動、探検部門は1泊2日となっている。

■ **ダイアナ記念賞** Diana, Princess of Wales Memorial Award for Young people

1999年に設置され、12歳から18歳で、学校・コミュニティ・社会に貢献し、よいインパクトをもたらした若者が対象である。各学校は生徒1人またはグループ1団体を推薦できる。表彰される活動は、いじめ反対運動、環境保護、放課後のクラブ活動、友人と仲良くすること、ボランティア活動などである。2006年までに14,000人以上が受賞した。

■ **ウィットブレッド賞** Whitbread Young Achievers Awardⁱ

16～25歳を対象として、ボランティアでイノベーションをした人、プログラムの発展にリーダーシップを発揮した人、ボランティア活動への関心を高めるために努力した人などが表彰される。

■ **ボランティアへの女王賞** The Queen's Award for Voluntary Service

以前は女王のゴールデン・ジュビリー賞と呼ばれていたもので、定期的にコミュニティで他人を助け、他人の生活の質や機会を改善し、優れたサービスを提供した人が対象である。

■ **優しさの輪** The League of Mercy

ボランタリー団体が、その団体の中で7年以上素晴らしいサービスを提供したボランティアを推薦し表彰している。

■ **ビーコン・フェロウシップ** The Beacon Fellowship

公益的な貢献をした個人や団体を表彰する。

■ **アレック・ディクソン・トラスト賞** Alec Dickson Trust Awards

30歳未満を対象として、特に社会で差別されている人々の生活を改善するようなボランティア活動やコミュニティアクションを行った人を対象に表彰する。

3) 寄付への税制優遇

【個人の寄付行為】

ア) ギフト・エイド (Gift Aid)

1990年に導入された1回ごとの寄付制度であり、寄付に対して税の還付を受けることができる。2000年より前には、コヴェナントと呼ばれる長期契約寄付に対する税制優遇があった。これは4

ⁱ <http://www.volunteering.org.uk/managingvolunteers/links.htm#awards>

年以上にわたって一定金額を寄付することを契約することによって税の還付が受けられるものである。しかし 2000 年の税制改革によって廃止され、ギフト・エイドに統合されたⁱ。

ギフト・エイドの仕組みは、チャリティ団体に 100 ㎍ 寄付する場合、個人は基本税率である 22% 相当の税金を差し引き、78 ㎍ を団体に寄付するが、税金分が天引きされた金額を寄付された団体は、内国歳入庁に対して還付手続きを行うことで、22 ㎍ を受け取ることができる。これを換算すると、個人から 1 ㎍ の寄付を受けるたびに 28 ペンスずつ追加で政府から受け取れることになる。

2000 年以前のギフト・エイドは、最低 250 ㎍ 以上の寄付が条件付けられていたが、この最低基準額が撤廃され、書類や手続きも簡素化された。ギフト・エイドを利用できるのは、イギリスに納税している人が対象で、国外に居住していても、イギリスに納税していれば対象となる。

2004-05 年のギフト・エイドを利用した寄付総額は 28 億 ㎍ であり、6 億 2,500 万 ㎍ の税金がチャリティ団体に還付された。しかし 6 億 ㎍ はチャリティ団体からの請求がなかったため還付されていない。

イ) 給与からの天引き寄付 (Payroll Giving)

1986 年に導入された制度で、従業員が雇用主と契約し、税引き前の給与から一定額をチャリティ団体に寄付するものである。ただし実際には、直接団体に寄付するものではなく、内国歳入庁の承認を受けた「天引き寄付エージェンシー」にプールされ、その機関が個々の従業員が指定したチャリティ団体に定めた金額を支払うという仕組みをとっている。

2000 年のチャリティ税制改革の際に、政府は「イギリスの寄付文化を育てるキャンペーン」を始め、2000 年 4 月から 2003 年 4 月までの 3 年間は天引き寄付に政府が 10% の上乘せを行っていた。また、2004 年 4 月以降に新たに天引き寄付制度を導入する雇用主に対して、200 人未満の企業であれば 300 ㎍、200～249 人の企業には 400 ㎍、250～499 人の企業に対しては 500 ㎍ の奨励金 (Payroll Giving Grants) を 2006 年 12 月まで支払っていた。

天引き寄付は、税引き前の給与から引かれるため、より少ない負担でより大きい寄付をすることができる。

天引き寄付の上限額は制度導入当初は年額 120 ㎍ であったが、徐々に引揚げられ、2000 年の税制改革では上限額が撤廃された。

ウ) 株式による寄付 (Share Giving)

チャリティ団体に株式を寄付する方式は以前からあったものだが、2000 年の税制改革によって寄付をする側に税制上の優遇措置が認められるようになった。寄付者は、寄付相当額 (寄付する当日の市場価格) の課税所得の控除が認められることに加え、市場価格が取得価格を上回った額に対するキャピタル・ゲイン税も免除される。

ⁱ 民間法制・税制調査会 「非営利法人課税のありかたについての議論」
網倉章一郎 『英国のチャリティに関する租税制度』 p17
www.kohokyo.or.jp/non-profit/seidokaikaku/mincho/m0404/040419-2.pdf -

エ) 遺贈(Legacies)

遺産をチャリティ団体に寄付し、免税の措置を受けるためには明確な遺書の記載が必要である。遺産による寄付は、金額を定めたお金によるもの、土地などの不動産、宝石類、株式などでも行うことができる。

遺書による遺産のチャリティ団体への寄付は無税である。チャリティ団体に寄付した後に残る財産があれば、相続額から基本控除 255,000 ￡を差引いた額に対し、寄付して遺書を書いてから7年以内の相続であれば40%、7年を超えている場合には終身課税20%が課せられる。

【法人に認められる寄付行為】ⁱ

ア) ギフト・エイド(Gift Aid)

法人でも、個人と同様にギフト・エイドの仕組みを利用して金銭を寄付することができる。

イ) 土地・建物・株式・債券、設備や商品の寄付

登録チャリティ団体に対して、土地・建物・株式・債券、設備や商品が無償または市場価格より低い金額で譲渡した場合には、税制優遇を受けることができる。

ウ) チャリティ団体への職員の出向(Secondment)

企業が社員をボランティアとして登録チャリティに出向・派遣させた場合、当該企業に対して出向期間中に支払った給与などの経費控除ないしは損金算入が認められるⁱⁱ。

(2) 団体あるいはボランティア活動者の受け入れ先へ振興策

1) 団体への補助・優遇措置

a) 登録チャリティに対する税制優遇^{iiiiv}

登録チャリティになることによって、ほぼ自動的に法人所得税の原則非課税が認められる^v。また収入や、事業活動による利益の一部についても非課税になる場合がある。

ア) 法人税(Income Tax)または所得税(Corporation Tax)

本来事業(非収益事業)および関連収益事業(収益事業だが本来事業に関連する事業)に対する法人税または所得税は免税となる。また、資金集めのためのイベントのうち、条件を満たすものについては収入が非課税になる。ただし、その所得は、もっぱら当該チャリティの本来の目的(公益目的)に充当されなければならない。

ⁱ <http://www.hmrc.gov.uk/CHARITIES/giving-to-charities-bus.htm>

HM Treasury & Home Office “A Guide to tax incentives for corporate giving”

ⁱⁱ 社会福祉・医療事業団『平成11年度 海外のボランティア活動に関する調査研究』p91

ⁱⁱⁱ <http://www.hmrc.gov.uk/charities/tax/advantages.htm>

^{iv} 社会福祉・医療事業団『平成11年度 海外のボランティア活動に関する調査研究』p90

^v 総務省 平成17年度公益法人白書(公益法人に関する年次報告) p108

イ) 投資・不動産からの収入に対する税

(Income from investments, estates, land and property)

不動産からの賃料などの収入、投資による運用益や利子などは、公益的な目的で利用される限り非課税である。また、利子についても、通常の銀行に預けた場合税引き後の利益が付与されるが、申請することによって課税分の償還を受けることができる。

ウ) 付加価値税 (Value Added Tax)

登録チャリティの行う一定の取引(販売用に贈与を受けた物品販売、チャリティ目的のバザー等での物品の提供)に対しては、付加価値税はゼロ税率もしくは低税率が適用される。

エ) キャピタル・ゲイン税 (Capital Gains Tax)

登録チャリティの本来事業に供される資産の売却益には、原則としてキャピタル・ゲイン税を課されない。

オ) 相続税 (Inheritance Tax)

登録チャリティは相続税を免税される。

カ) 地方税

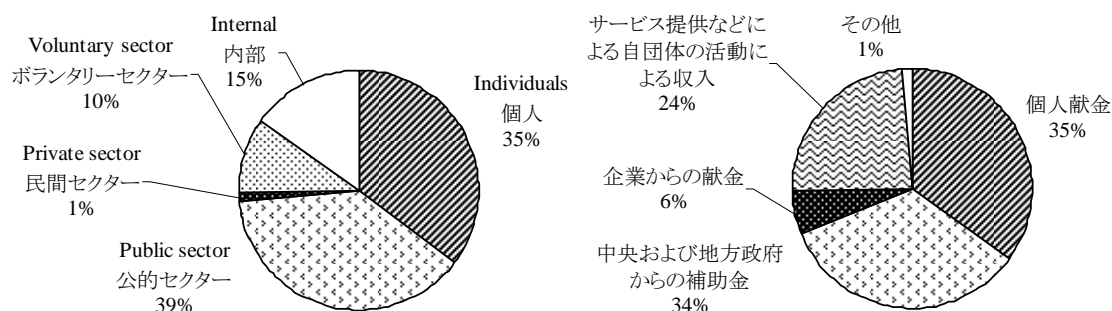
地方税のみ、登録チャリティ以外のボランティア活動団体に対しても免税措置が適用される場合もある。減免措置の程度については地方公共団体の裁量に任されている。

登録チャリティの所有している、もしくはチャリティ目的のために使用している非居住用不動産資産にかかる地方税(非居住者用資産レート)は、80%が自動的に免税となる。

b) ボランタリー・セクターに対する補助金・助成制度

2003～2004年度のボランタリー団体の収入のうち、39%が公的セクターからの収入である。2000年以前の時点では34%であったことと比較すると、公的セクターの割合が増え、民間セクターあるいは企業献金は減少している。

図表 3-2-47 収入源の内訳 2003/04年度(左)と2000年以前(右)



(資料) NCVO The UK Voluntary Sector Almanac 2006

(資料) 自治体国際化フォーラム 2002.05 月号 http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/sp_jimu/151_4/INDEX.HTM#hyo1

(原典) The UK Voluntary Sector Almanac, NCVO publications, 2000

2) 表彰制度

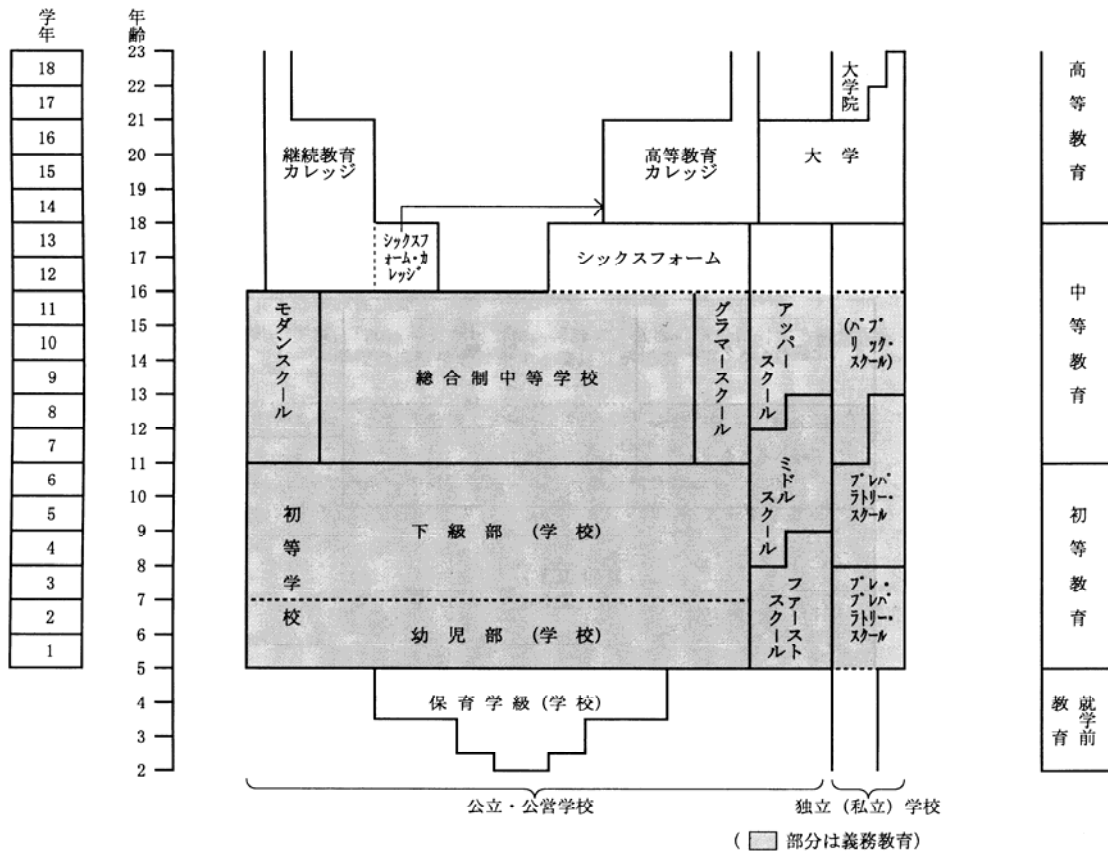
イギリスでは優れた活動を行っているチャリティ団体を表彰する賞がいくつもある。

2000年6月にブレア首相の名前で「チャリティ賞(Charity Award)」を創設したⁱ。2000年から2006年までの7年間に71の団体が受賞した。2007年の応募分野は、動物と環境、文化芸術遺産、子どもと青少年、障害、教育、助成、医療と医学、国際援助、調査・助言・支援、福祉・宗教の10分野である。各分野の受賞者と、総合優勝者が発表される。総合スポンサーはチャリティエイド財団、メディアスポンサーはタイムズ紙で、それ以外に銀行や財団など6団体がスポンサーになっているⁱⁱ。

参考 学校制度の概要

イギリスにおける義務教育は5歳から16歳の11年間である。初等教育は通常6年間で実施され、中等教育は通常11歳から開始する。

図表 3-2-48 イギリスの学校教育制度



(資料) 文部科学省『諸外国の教育の動き 2005』

ⁱ <http://www.charityawards.co.uk/about/>

ⁱⁱ <http://www.charityawards.co.uk/sponsors/>